
第 12 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 4 日)

平成 21 年 12 月 22 日 (火曜日)

議事日程

平成 21 年 12 月 22 日 午前 9 時 35 分開議

1. 開議宣告

- 日程第 1 議案第 153 号 平成 21 年度大山町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 2 議案第 154 号 平成 21 年度大山町地域休養施設特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 3 議案第 155 号 平成 21 年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 4 議案第 156 号 平成 21 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 5 議案第 157 号 平成 21 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 6 議案第 158 号 平成 21 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 7 議案第 159 号 平成 21 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 8 議案第 160 号 平成 21 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 9 議案第 161 号 物品購入契約の締結について
(自動体外式除細動器 (A E D) 購入)
- 日程第 10 大山町選挙管理委員会補充員の選挙について
- 日程第 11 陳情第 7 号 談合・不当な裏金分配により大山町が受けた損害回復に関する陳情
- 日程第 12 陳情第 10 号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情
- 日程第 13 陳情第 12 号 貴自治体における平和教育の推進を求める陳情
- 日程第 14 陳情第 13 号 島根原子力発電所の早急な耐震補強対策と原子力に依存しないエネルギー政策の転換を求める陳情
- 日程第 15 陳情第 14 号 町民参加の仕組みの構築に関する陳情
- 日程第 16 陳情第 16 号 消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める陳情
- 日程第 17 陳情第 17 号 2010 年度年金の減額改定をおこなわないことを求める陳情
- 日程第 18 陳情第 9 号 脳卒中対策基本法の早期制定について (陳情)
- 日程第 19 陳情第 15 号 後期高齢者医療制度の即時廃止に関する陳情

- 日程第 20 陳情第 18 号 「現行保育制度に基づく認可保育所の増設、保育・学童保育条件の改善、子育て支援施策の拡充と保育関係予算の大幅増額を求める意見書」提出を求める陳情
- 日程第 21 陳情第 11 号 E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求め、日米 F T A の推進に反対する陳情
- 日程第 22 発議案第 10 号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出について
- 日程第 23 発議案第 11 号 脳卒中対策基本法の早期制定を求める意見書の提出について
- 日程第 24 発議案第 12 号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算等の大幅増額を求める意見書の提出について
- 日程第 25 発議案第 13 号 E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求め、日米 F T A の推進に反対する意見書の提出について
- 日程第 26 発議案第 14 号 高規格幹線道路（山陰道）の早期完成を求める意見書の提出について
- 日程第 27 決議案第 1 号 「平和教育の推進を求める決議」について
- 日程第 28 議員派遣について
- 日程第 29 閉会中の継続調査について（総務常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 30 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 31 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 32 閉会中の継続調査について（議会改革調査特別委員会 所管事務調査）
- 日程第 33 閉会中の継続調査について
(地域自治組織調査特別委員会 所管事務調査)
- 日程第 34 閉会中の継続調査について
(地域産業活性化調査特別委員会 所管事務調査)
- 日程第 35 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

本日の会議に付した事件

1. 開議宣告

- 日程第 1 議案第 153 号 平成 21 年度大山町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 2 議案第 154 号 平成 21 年度大山町地域休養施設特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 3 議案第 155 号 平成 21 年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 4 議案第 156 号 平成 21 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算
(第 3 号)

- 日程第 5 議案第 157 号 平成 21 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 6 議案第 158 号 平成 21 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 7 議案第 159 号 平成 21 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 8 議案第 160 号 平成 21 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 9 議案第 161 号 物品購入契約の締結について
(自動体外式除細動器 (A E D) 購入)
- 日程第 10 大山町選挙管理委員会補充員の選挙について
- 日程第 11 陳情第 7 号 談合・不当な裏金分配により大山町が受けた損害回復に関する陳情
- 日程第 12 陳情第 10 号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情
- 日程第 13 陳情第 12 号 貴自治体における平和教育の推進を求める陳情
- 日程第 14 陳情第 13 号 島根原子力発電所の早急な耐震補強対策と原子力に依存しないエネルギー政策の転換を求める陳情
- 日程第 15 陳情第 14 号 町民参加の仕組みの構築に関する陳情
- 日程第 16 陳情第 16 号 消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める陳情
- 日程第 17 陳情第 17 号 2010 年度年金の減額改定をおこなわないことを求める陳情
- 日程第 18 陳情第 9 号 脳卒中对策基本法の早期制定について (陳情)
- 日程第 19 陳情第 15 号 後期高齢者医療制度の即時廃止に関する陳情
- 日程第 20 陳情第 18 号 「現行保育制度に基づく認可保育所の増設、保育・学童保育条件の改善、子育て支援施策の拡充と保育関係予算の大幅増額を求める意見書」提出を求める陳情
- 日程第 21 陳情第 11 号 E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求め、日米 F T A の推進に反対する陳情
- 日程第 22 発議案第 10 号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出について
- 日程第 23 発議案第 11 号 脳卒中对策基本法の早期制定を求める意見書の提出について
- 日程第 24 発議案第 12 号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算等の大幅増額を求める意見書の提出について
- 日程第 25 発議案第 13 号 E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求め、日米 F T A の推進に反対する意見書の提出について
- 日程第 26 発議案第 14 号 高規格幹線道路 (山陰道) の早期完成を求める意見書の提

出について

日程第 27 決議案第 1 号 「平和教育の推進を求める決議」について

日程第 28 議員派遣について

日程第 29 閉会中の継続調査について（総務常任委員会 所管事務調査）

日程第 30 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）

日程第 31 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会 所管事務調査）

日程第 32 閉会中の継続調査について（議会改革調査特別委員会 所管事務調査）

日程第 33 閉会中の継続調査について

（地域自治組織調査特別委員会 所管事務調査）

日程第 34 閉会中の継続調査について

（地域産業活性化調査特別委員会 所管事務調査）

日程第 35 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

出席議員（19名）

1 番 竹 口 大 紀	2 番 米 本 隆 記
3 番 大 森 正 治	4 番 杉 谷 洋 一
5 番 野 口 昌 作	6 番 池 田 満 正
7 番 近 藤 大 介	8 番 西 尾 寿 博
9 番 吉 原 美 智 恵	10 番 岩 井 美 保 子
11 番 諸 遊 壤 司	12 番 足 立 敏 雄
13 番 小 原 力 三	14 番 岡 田 聰
15 番 椎 木 学	16 番 野 口 俊 明
17 番 鹿 島 功	18 番 西 山 富 三 郎
19 番 荒 松 廣 志	

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸 遊 雅 照 書記 …………… 柏 尾 正 樹

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 森 田 増 範	教育長 …………… 山 根 浩
副町長 …………… 小 西 正 記	総務課長 …………… 田 中 豊
企画情報課長 …………… 野 間 一 成	住民生活課長 …………… 小 西 広 子
税務課長 …………… 中 田 豊 三	建設課長 …………… 押 村 彰 文
農林水産課長 …………… 池 本 義 親	水道課長 …………… 船 田 晴 夫

福祉保健課長 ……戸 野 隆 弘
観光商工課長 ……小 谷 正 寿
診療所事務局長……斎 藤 淳
教育次長 ……狩 野 実
社会教育課長 ……手 島 千津夫
農業委員会事務局長…高 見 晴 美

人権推進課長 ……近 藤 照 秋
大山振興課長 ……福 留 弘 明
地籍調査課長 ……種 田 順 治
学校教育課長 ……林 原 幸 雄
幼児教育課長 ……高 木 佐奈江
代表監査委員 ……松 本 正 博

午前 9 時 3 5 分 開会

開議宣告

○議長（荒松廣志君） おはようございます。いよいよ 1 2 月定例会も最終日となりました。本日は、議案の質疑・討論・採決を行ないます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。ただいまの出席議員は 1 9 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 議案第 1 5 3 号

○議長（荒松廣志君） 日程第 1、議案第 1 5 3 号 平成 2 1 年度大山町一般会計補正予算（第 5 号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（1 8 番 西山富三郎君） 議長、1 8 番。

○議長（荒松廣志君） 1 8 番 西山富三郎君。

○議員（1 8 番 西山富三郎君） 5 ページ、債務負担行為の補正が出ております。ご承知のように、平成 1 8 年 6 月には、大山町の総合計画が策定されており、5 3 ページには、教育財産のですね、整備計画もなされております。

そこで、聞きたいのは、教育委員会は、地域教育の責任機関であります。昭和 3 1 年には、教育行政の組織及び運営に関する法律が制定され、それには自治体や地域の教育施策を具体化した地域教育計画の主体としてその組織運営にあたる教育責任の責任機関であると書かしておりますが、この根底、根拠に基づいての提案ですね。

○議長（荒松廣志君） 答弁。

○教育長（山根 浩君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 教育長、山根 浩君。

○教育長（山根 浩君） このことにつきまして次長が答えます。

○教育次長（狩野 実君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 教育次長。

○教育次長（狩野 実君） 失礼いたします。教育委員会としての地方教育の責任

機関としての提案かということで、わたしの方がこれまでのずっと経緯関わってきましたので、わたしの方から一言と思えます。

教育委員会としましては、地域の子どもたち、町内の子どもたちの教育環境をできるだけ良好な状態で、またできるだけ同じいい状況に持って行ってやりたいという思いを強く持っております、平成18年総合計画を作りました時から、順次そうした状況が作っていけるようにということで進めてまいってきたところであります。以上であります。

○議員（18番 西山富三郎君） 議長、18番。

○議長（荒松廣志君） 18番 西山富三郎君。

○議員（18番 西山富三郎君） 議会と執行部はチェックアンドバランス、均衡と抑制であります。執行部も議会も住民福祉の向上のために、執行、チェックアンドバランスをですね、守るべきですが、出過ぎたようなことをしたというふうな考えはないわけですね。あの、バランスというのは均衡、抑制というのは執行部が間違っておれば議会がいけませんというし、執行部側は、議会が仮に厳しく出てきてもそれはこうですよということをですね、考えて円滑な運営が図られると思えます。このようなこともしっかり勉強しておられますか。執行機関の義務というのは、138条の2です。執行機関の組織の原則は138条の3です。町の権限は147条です。事務管理及び執行権は148条です。このような法律に守られながら、原則としながら地方行政というものは進まなければならないので、このような法律規則等も十分に勉強しながらですね、住民福祉の向上、特に教育行政の向上にですね、努めて欲しいと思えますが、決意はどうですか。

○議長（荒松廣志君） 答弁。

○教育長（山根 浩君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 教育長、山根 浩君。

○教育長（山根 浩君） 西山議員さんのお言葉でございますけれども、地域の教育に責任をもってやれ、そして先の見通しをもって、しっかり、特に教育委員会としては、教育条件の整備というのは、大きな大きな課題だと思っております。と、もう一つは指導者養成と、この二つのことを心に決めておきながらこれからも進んでまいりたいと思えます。ご理解いただけたらありがたいと思えます。

○議長（荒松廣志君） 他に質疑ありませんか。

○議員（5番 野口昌作君） 議長、5番。

○議長（荒松廣志君） 5番 野口昌作君。

○議員（5番 野口昌作君） 私もですね、債務負担行為の補正についての質問でございますが、これの900万の予算がですね、追加補正してあるわけでございますけれども、これの900万をどのようなですね、債務負担行為でやられるか、内容をですね、内容、何と何を計画していると、そしてまあそれがですね、もしも

そういう具合になった場合、なかなか難しいとは思いますが、来年度の事業に
ですね、来年の3月の予算としてどのぐらいの計上になるのかというようなことが
分かればですね、教えていただきたいという具合に質問します。

○議長（荒松廣志君） 答弁。

○教育長（山根 浩君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 教育長、山根 浩君。

○教育長（山根 浩君） 野口議員さんのご質問にお答えいたします。900万と
いう金額は設計料を見込んでおります。で、この設計も各社で、大山小学校の現状
を説明いたしまして、各社でこういったやり方があるとかですね、いろいろご提案
をいただいて、3月までに、っていうか2月の終わりぐらいまでに出していただい
て検討してできるだけ安くできる設計っていいですか、あるいはランニングコス
トが掛かりにくい設計とかいろいろあると思いますので、そのためにお願いしたと
いうのが事実でございます。以上でございます。あ、金額は1億3,000万以内
を予定しております、大規模改修が。以上でございます。

○議員（5番 野口昌作君） 議長、5番。

○議長（荒松廣志君） 5番 野口昌作君。

○議員（5番 野口昌作君） えーとですね、今の質問の中でですね、再度お願い
したいですけれども、内容としては耐震とか、避難口が無いというようなことのよ
うでございます。これらはまあ当然やっていかなければいけないという具合に思
ったりしますけれども、その他にどのようなことを考えておられるのかというこ
とを伺いたいです。

○議長（荒松廣志君） 答弁。

○教育長（山根 浩君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 教育長、山根 浩君。

○教育長（山根 浩君） 具体的なことにつきましては、学校教育課長に答えさせ
ます。

○学校教育課長（林原幸雄君） 議長、学校教育課長。

○議長（荒松廣志君） 学校教育課長、林原幸雄君。

○学校教育課長（林原幸雄君） 野口議員さんのご質問にお答えします。今、これか
ら設計段階ということで、正確な数字にはなりません、まず耐震工事に、耐震補
強工事に2,000万、改修工事に1億3,000万を予定しております。内訳に
関しましては、管理棟が、あ、はい。大山小学校の校舎の中でまず管理棟の改修、
それから合わせて教室棟の改修、それと今までにはありませんでしたが、今回は体
育館の改修も行う予定にしております。以上です。

○議員（17番 鹿島 功君） 議長、17番。

○議長（荒松廣志君） 17番 鹿島 功君。

○議員（17番 鹿島 功君） えー、非常にこの計画、まあ耐震も含んでおるといふことで、これは耐震っていうのは非常にまあ当時からどこの学校も同じようにしなくてはならない安全ということでございますし、しかしながらですね、まあそれに伴って安くあげるといふことで改修もいろんなことですね、するということも納得するわけでございますが、ただ大規模改修という名の下ですね、まあ、大規模という形がどこまでが大規模というのか分かりませんが、この皆さん方にですね、こう無理をいってきて財政としても厳しい中、いろいろ計画する中ですね、やはり最低限のものはしなくちゃなりませんけれども、計画の段階ですね、あれもこれもってというような話をですね、想定してもう予算が組んで来るんであって、逆に言えば議会としてこれはちょっとと言った時にですね、これ、待たがかかりますの？そういう相談が、始めてわたしたちも聞いたんですけれど。これを「そういう計画がありますので相談して」と言いながらですね、もうその中にはもう発注してですね、立案された中の結果しか出てこないという形、こういう無謀な話をですね、この提案でいいのかということをごだけをちょっと聞きたいと思います。これは町長にも聞きたいと思います。

○議長（荒松廣志君） 答弁。教育長、山根 浩君。

○教育長（山根 浩君） 具体的になりますので、次長の方からお答えいたします。

○教育次長（狩野 実君） 議長、教育次長。

○議長（荒松廣志君） 教育次長、狩野 実君。

○教育次長（狩野 実君） 失礼いたします。先ほど、学校教育課長の方も簡単に内容について触れましたけれども、このたび予定していますのは、決してぜいたくな改修工事をしようということ、提案をさせていただいてるわけではありません。当初もう少し費用も掛かるだろうということで総合計画の中ではだいたい2億円、2億程度は掛かるということでまあ見込んで数字も出しているわけですが、今教育長の方からも言いましたように1億3,000万程度で大規模改修、あと2,000万程度で耐震補強ということで、合計1億5,000万程度予定しておるわけですが、内容のもう少し詳細をいいますと、屋上防水、漏水がありますので、水漏れ対策の防水、それから先ほど少し避難路の話がありましたが、決して違法状況を放置しているわけではありませんので、違法ということではないんですが、まあできるだけ安全配慮したものということ。それから管理棟につきましては昭和36年建築ということで随分と年数が経っておりまして、一番古い建物ということで、経年劣化が非常に激しいということで、その経年劣化の部分についての改修、それから電気系統の漏電等の危険もありますので、そうしたところの改修、そういうようなところでまずは必要最小限のところを水準を普通の状態にもっていきたいと。で、できれば例えば随分とヒビが入っているとか、よごれが目立つところ、そういうところについては、合わせて張り直したり塗り直したりする部分も出てこようと思いま

すが、できるだけこういう財政状況ですので、ぜいたくをするようなことがないように、極力コストを抑えながら、しかし最低限のことだけはさしていただきたいという気持ちで計画を進めてまいりますので、一つ一つを途中経過で議員の皆さんにお示しをしながらということにはなかなか難しいかと思っておりますけれど、設計ができました時点で最初の工事に掛かるまでに多少の変更も可能だと思っておりますので、またいい折を見てご相談はかけたいと思っておりますのでございます。よろしく願いいたします。

[「議長」と呼ぶものあり]

○議長（荒松廣志君） まだまだ。答弁。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 鹿島議員さんの方からのご質問の中で町長の方はということでございました。まず説明ということでございまして、おっしゃいますようにこのたびの当初の初日に提案させていただいたということの中で事前の十分な説明ということが成されていなかったということにつきましては、私どもの方の取り組みの不足の面であったのではないかなということの中で教育委員会を含めてお詫びを申し上げたいなと思っておりますのでございます。ただ内容につきましては、既に議会の方の教育民生常任委員会の皆さんの方にもいろいろと事前に教育委員会等々の話し合いだったり、現地を確認していただいたりという状況もあったりしておるところもございまして、それからこの予算と、あるいは厳しい財政という議員さんの方からの強いご指摘もあるわけでございますけれども、財政の方ともいろいろと検討しまして、特にこの、このたびの事業につきましても、大規模改修という取り組みの中で国の事業をトータルとして2分の1の補助という対象と合わせて残りますものを合併特例債というものを使ってできるだけ、町からの持ち出しの少ない取り組みをしなければならないという思いの中でいろいろと検討しながらこのような提案をさせてもらっておりますので、その点につきましても是非ともご理解を賜りますようお願い申し上げたいと思っております。

○議員（10番 岩井美保子君） 議長、10番。

○議長（荒松廣志君） 10番 岩井美保子君。

○議員（10番 岩井美保子君） 今、問題になっておりますのは、耐震工事というのはちゃんと決っておりましたですが、大規模改修というのが載っていないということなんですよ。それで大山町総合計画の自主計画の中の第3部といたしまして、財政計画というのに耐震工事はちゃんと載っております。ですけれども、その大規模改修というのは、ここの文言の中には無いということなんです。それで1番心配しますのは、財政問題ですが、その今町長が説明されましたように、特例債をとということなんです、特例債はただでもらうわけじゃなくて借金になると思っておりますので、そこら辺のところ本当に財政が大丈夫なのかということを確認しておきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（荒松廣志君） 答弁。町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、財政の関係の点でございます。総務課長の方から述べさせていただきます。

○総務課長（田中 豊君） 議長、総務課長。

○議長（荒松廣志君） 総務課長 田中 豊君。

○総務課長（田中 豊君） ただいま財政問題についてのご質問がございました。3町合併で合併特例債をいろんな事業に使ってきております。町の枠としまして合併特例債約100億近くの事業費になろうかと思いますが、現時点では40数億という現状でございます。新町まちづくり計画とか、新町になりました総合計画の中で載っております事業につきましては、この合併特例債を活用して、取り組んでおる現状でございます。まだまだ合併特例債については余裕があるとは思っておりますが、ただこれにつきましても充当率が95%で交付税措置率が7割ということでございまして、町の持ち出しもそれなりにあるところであります。教育委員会の事業につきましても財政の方としても精査しながら、財源充当してまいる考えでございますので、ご理解をいただけたらと思います。

○議長（荒松廣志君） 他に。4番 杉谷洋一君。

○議員（4番 杉谷洋一君） 4番杉谷です。わたしね、この前、ちょうど全協の中でこの話をさせてもらい、そういう中でこの間大山小学校に実際行ってこの目で見てきました。本当にこの学校ってこれでいいのかなと思いました。というのがですね、管理棟がなんか昭和37年に建てた関係で、大変な経年的なですね、傷みも相当ありまして、避難通路とかいうこともありまして、それから理科室等で水が出ないとか、あるいはガスが出ないとかまあたくさんいろいろなことが再々あります。確かに先ほど議論を聞いてますとですね、確かに財政というのは、わたしはそりゃあよく分かります。

が、しかしですね、大山町民に同じ子どもとして生まれてですね、名和だ中山だじゃあなしに、大山、みんな一緒にですね、平等な教育をですね、与えてやるという、施設を作ってやるということがですね、わたしはこれ本当に町としても大事なことだと思えます。

そこで教育長、わたしはね、これは本当にね、まあ先ほどから皆さんの心配はよくわかりますけれどね、やっぱりそういうためにもね、実際行ってみるとですね、相当傷んでいますよあれ。ということでですね、まあ教育長もですね、小さな予算で最大の効果を上げるということは、まあその辺はよく分かっておられると思いますので、是非ですね、そういうことを踏まえてですね、本当に大山町の子どもとしてどっこの子どもも一緒に条件を作ってやっていただきたいと思えますけど、教育長どうですか。

○議長（荒松廣志君） 答弁。教育長、山根 浩君。

○**教育長（山根 浩君）** 今、杉谷議員さんがおっしゃいましたことをございますけれども、わたしも何回かそれぞれの小学校、中学校行ってみるわけですけど、中山の子どもたちがとっても明るい校舎の中でやっておったり、名和小学校の子どもたちが新しい校舎でやっておったり、大山西小学校に、今年ではできたばかりだったので、何回か行かしてもらいましたけれども、明るく元気に過ごしておる姿を見ておりますので、大山の子どもたちも同じまでにはならんかも分かりませんが、いろいろな形でいい教育条件で、っていうのはどの子にもっていうのは、教育委員会がもっとも考えておかなければならないことをございまして、これからもそのようなつもりで頑張っていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○**議員（3番 大森正治君）** 議長、3番。

○**議長（荒松廣志君）** 3番 大森正治君。

○**議員（3番 大森正治君）** 先ほど来、いろいろな質問が出ておるわけですが、特に大山小学校に関してのことですが、まあ何でもかんでも改修すればいいってもんでもないっていうふうな人もあるわけですが、先ほどのいろいろな説明、それからわたし自身も大山小学校の現状を見る限り、本当に必要なこれは改修だろうというふうに思っております。その経過の中で、大山町総合計画の中にはあるんですけども、その実施計画の中に、20年11月に発行された自主計画の中にはそれがうたっていないと、いうことの説明がありましてその辺が問題になっているわけですが、先ほどの全員協議会の説明の中で、21年2月には「小学校のあり方の」っていう中で、大規模改修についても記載しているということをおっしゃいましたが、もうちょっとこれを具体的にはっきりとどういうふうに記載されているのか、ということをお教えいただければわたしたちも納得すると思っておりますので、よろしくお願ひします。

○**議長（荒松廣志君）** 答弁。教育長、山根 浩君。

○**教育長（山根 浩君）** 経緯のことにつきましては、次長の方からお答えさせていただきます。

○**教育次長（狩野 実君）** 議長、教育次長。

○**議長（荒松廣志君）** 教育次長、狩野 実君。

○**教育次長（狩野 実君）** お答えいたします。先ほどありました実施計画の平成20年の11月のものということでありましたが、簡単にもう少し振り返りますと、平成18年に作成しました基本計画、5カ年の基本計画の中にまず耐震補強大規模改修をうたっております。で、実際20年11月の段階で出されたものですが、ちょうど教育審議会を立ち上げまして、小学校、大山地区の小学校のあり方についてということで諮問をし、その結論を得る途中の段階で作成されたのが、その20年に出された実施計画でありました。答申が出ましたのが、平成20年の11月27日、ちょうど20年の実施計画には反映できませんでしたが、答申が20年のその

後出され、その次の年、今年2月でしたが、教育委員会で2校、大山地区については、小学校は2校の体制とし、この2校について環境整備をはかるということが確認をされまして、それに基づいて21年作成しました実施計画には、具体をきちんと挙げさせていただいているということで、20年に挙がっていませんでしたのは、必要と当時判断していなかったということではなくて、5カ年計画に挙げていましたように必要としながらも今後のあり方が未定だったために、その時点では耐震補強のみしか挙げていなかったということでもあります。以上です。

○議員（17番 鹿島 功君） 議長、17番。

○議長（荒松廣志君） 2度目になりますので。5番議員も2度目になります。

〔「いや、あの、ごめんなさい。えーとですね…」「いけんいけん」「他の項目について」と呼ぶものあり〕

○議長（荒松廣志君） いや、今2度目です。

〔「全体でしょ。」と呼ぶものあり〕

○議長（荒松廣志君） 全体ですけど。

〔「だけ全体に言わしてもらおう」と呼ぶものあり〕

○議長（荒松廣志君） いやこれ一般会計全体で質疑してもらわんといけませんので、他の項目っていうわけにはなりません。

〔「他の項目やらせてもらうなんて…」「許可を得てから発言してください。」と呼ぶものあり〕

○議長（荒松廣志君） 暫時休憩いたします。（午前10時2分 休憩）

○議長（荒松廣志君） 再開いたします。（午前10時3分 休憩）

他に。9番、吉原美智恵君。議席番号を言ってください。

○議員（9番 吉原美智恵君） 議長、9番。

○議長（荒松廣志君） はい、吉原美智恵君。

○議員（9番 吉原美智恵君） 一つ、2問質問いたします。一つは先ほどの債務負担行為についてですけれども、実際に先輩議員が言われるように説明が足りなかったということは認められますでしょうか。これから大事な子どもたちのことですので、教育委員会は教育に関しては責任があるわけですけど、それを一般、この議会においても責任があるわけで、これから気をつけていただきたいと思っておりますが、その点を伺いたいと思います。

と言うのはですね、実際には、教育民生常任委員会として見学にも行きました。そして図書室が2階にあり、管理棟の2階に、職員室の2階にあったり、保健室が2階にあたり、なんか複雑な構造になっていることは確認いたしました。そしてまた赤松分校が廃校されて赤松分校の子どもも通うわけですから、赤松分校の耐震工事はなくなってしまったわけで、そういう点からしても赤松の子と大山小学校に通ってる子どもが安全で安心できる小学校作りというのが大切であるかと思えます

ので、そのことはボタンの掛け違いがあってこれだけ揉めたということを記憶に留めておいていただきたいと思います。

2問目にですね、8ページですけれども、歳出の部で住民自治組織育成支援事業というのがあります。これについての内容を伺います。質問いたします。

○議長（荒松廣志君） 答弁。

○教育長（山根 浩君） 議長。教育長。

○議長（荒松廣志君） 教育長、山根 浩君。

○教育長（山根 浩君） 吉原議員さんのご質問にお答えしたいと思います。言われますように事前協議が足らなかったっていうのは、本当にその通りだと思っておりますし、これから無いように努力してまいりたいと思います。ご了解いただきたいと思います。

○議長（荒松廣志君） 答弁。町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） 吉原議員さんの住民自治組織育成支援事業ということにつきましては、詳しくは担当課長の方から述べさせていただきたいと思いますが、この取り組みにつきましては、特に住民の方々の視点にたった取り組みということの中で集落に軸足を置いた視点からの取り組みをスタートさせようということで、このたび計上させていただいてるものでございます。詳しくは担当課の方から述べさせていただきます。

○企画情報課長（野間一成君） 議長、企画情報課長。

○議長（荒松廣志君） 企画情報課長、野間一成君。

○企画情報課長（野間一成君） 吉原議員さんの住民自治組織の育成支援事業の内容でございますが、謝礼金につきましては、地域で活動していただく、まちづくり推進推進員さんの謝礼を計上しております。消耗品につきましては、そのまちづくり推進員さんの地区での活動の消耗品を計上しております。以上でございます。

○議員（9番 吉原美智恵君） 議長、9番。

○議長（荒松廣志君） 9番、吉原美智恵君。

○議員（9番 吉原美智恵君） 先ほど課長の方からまちづくり推進員の謝礼ということで、これがですね87万4,000円挙がっているわけですね、それから消耗品として33万6,000円挙がっておりますが、このまちづくり推進員さんですけれども、今の段階では50%ということだそうです。たぶん12月、この月にですね、おと寄り合いがありまして、決まってくるころもあるかと思っておりますけれども、このまちづくり推進員さんの任務がですね、3年間となっておりますが、このことも本当に周知されているのかどうか。それからまちづくり推進員さんの仕事というものが理解されて出てくるかどうか疑問であります。その点についてですね、謝礼を払われるということは、第1回目のまちづくり推進員会議というものが行われるかと思っておりますが、そういうところについて本当に内容を理解して出て来られてい

るのか、その任務の重さというか、そういうことが気掛かりなんですけれども、そのことの周知の町長の考えをまちづくり推進員さんに対してのこれからの進め方に対して町長の考えを聞きたいと思います。

それからもしまちづくり推進員さんが出て来られなかった部落というのも考えられるわけですね、今の状況からしますと。たぶん社会教育推進員とか、健康推進員、そういう類の委員の決め方でもしかしたら出てくる場合もあるかと思うんですね、その辺でもしか、まちづくり推進員さんが選出されなかった部落というものがありましたら、そのことについての手立てもどうされるのか、聞きたいと思います。

○議長（荒松廣志君） 答弁。町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） 吉原議員さんのまちづくり推進員さんの件につきましてお答えをしたい、述べさせていただきたいと思います。

まちづくり推進員さんにつきましては、今年の1月、2月、3月の段階で、その取り組みにつきましての区長さんを通じてお願いがされていたというところがございますけれども、ご案内のように半分ぐらいの数の届け出であるということもございます。わたしが就任をさせていただいてからずっとこの件につきまして担当課の方と協議をしながらまいったところがございますけれども、10月の下旬に先ほど申し上げました住民の方々の軸足においた視点のまちづくりを進めていこうという取り組みの中で、まちづくり研修会ということで既に決めていただいております、まちづくり推進員さん、それから決めておらないところがございますので、合わせて区長さんの方にもご案内をさせていただいてその時には、トータルで100名ほどのご参加をいただいたところでございます。

まちづくりを進めるにあたってのいろいろな先生の話を進めたりしていく中でのまちづくり推進員さんの位置づけも話をさせていただいたりしておるところではありますけれども、その中で特にこれからの取り組みということの中で、やはり集落に軸足を置いたところからスタートしようということの話も先生の方からしていただきながら、また推進員さんの方にもその旨をお願いをしたり、ワークショップの事例をしたりということでの、村で取り組む手法についての勉強会も少しさせていただいたところでございます。

そういった中で12月に入りまして最終区長会がございました。その時にも、すでにまちづくり推進員さんの取り組みが、メンバーが成されていないところもございますので、そういった研修会の例でありますとか、これからこの取り組みをしていきます主旨等につきましてもご案内をさせていただいて是非ともこのまちづくり推進員さんのまだのところの集落につきましては、出していただきたいと。で、新年になってから、さらに新区長さんを中心にしてまたこのまちづくりの取り組みをお話させてもらっていこうということでございます。まちづくり推進員さんの使命であったり目的であったり、あるいはこれからの日程等につきましては、担当課の

方で詰めておりますので少し時間をいただいて説明をさせていただきたいと思いません。

○企画情報課長(野間一成君) 議長、企画情報課長。

○議長(荒松廣志君) 企画情報課長 野間一成君。

○企画情報課長(野間一成君) まちづくり推進員さんの関係でございますが、まあ、まちづくり推進員さんは、各集落から1名ずつ選出をお願いをしておるところでございます。で、今回の取り組みにつきましては、集落での健康診断、集落での話し合いを基にしてそれを持ち寄っていただいて、まちづくり推進員さんには、地域での課題、問題の解決に向けた取り組みをしていただくことにしております。従いましてその取り組みの内容が充分理解していただけてないのかもしれないというお話でございますが、年明けましたら、この年末の寄り合いの方で選出をお願いしておることもありますし、1回皆さんに集まっていただきまして、今回の取り組みなり、まちづくり推進員さんの役割なり、ついでの話をしていきたいと思いません。

ただこの選出をしていただけたところにつきましても引き続きお願いをしていきますとともに、まちづくり推進員さんの地域での活動は、集落からの選出委員さんだけでされるものではないと思っておりますので、それはその地域でのまちづくり推進員さんの活動の中でまたいろいろと広げていただければと思っております。以上でございます。

○議長(荒松廣志君) 他に。

○議員(13番 小原力三君) 議長、13番。

○議長(荒松廣志君) 13番 小原力三君。

○議員(13番 小原力三君) えーとですね。5ページですね、一般会計。支出ですね、5ページの支出の分ですけども、しっかり守る農林基盤交付金と、それから合併支援交付金のもう一度ご説明お願いいたします。

○議長(荒松廣志君) 答弁。

○町長(森田増範君) 議長、ちょっと休憩を。

○議長(荒松廣志君) 暫時休憩をいたします。(10時14分 休憩)

○議長(荒松廣志君) 再開いたします。(10時15分 再開) 答弁を求めます。町長、森田増範君。

○町長(森田増範君) 失礼いたしました。小原議員さんの質問に対しましては、担当課長の方から述べさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○総務課長(田中 豊君) 議長、総務課長。

○議長(荒松廣志君) 総務課長、田中 豊君。

○総務課長(田中 豊君) ただいまのご質問ですが、歳入の総務費県補助金のしっかり守る農林基盤交付金、それから合併支援交付金の2点だったと思いません。このしっかり守る農林基盤交付金につきましては、昨年までは市町村交付金のメニュー

一にあったものでして、それが農林の関係の補助金に特化された交付金でございます。歳出側の事業でございますが、農道の維持補修等のものに与えておりまして、今回の補正は148万7,000円でございますが、当初予算等と合わせますと800万の交付金になります。

それから合併支援交付金でございますが、今回補正427万ということで、これは歳出側では大山役場分団の消防車庫の建築の2分の1に充てておりまして、補正後総額は、6,400万でございます。で、この合併支援交付金につきましては、3町合併によります県からの支援交付金でございますして限度額は6億円でございます。で、現時点で使わしていただいておりますのが、4億8,000万、この主に充てたものは情報基盤整備事業にかなりのものを使わせていただいております、残ったのが約1億2,000万でございますが、今年度限りでもう使えなくなるということでございまして、今年度6,400万ということでまだ若干残りがございすけれども、もう県の方から受け入れないということでございまして、今回最後の合併支援交付金ということで、トータル的には5億4,000万程度支援交付金をこれまでの事業に充てさせていただいております。以上であります。

○議員（16番 野口俊明君） 議長、16番。

○議長（荒松廣志君） 16番 野口俊明君。

○議員（16番 野口俊明君） 3点ほどお願いします。まず先ほどから話が出ております債務負担行為でございますが、町長にお伺いしたいと思っておりますけれども、いわゆる町の5カ年計画の中で、まあ当初この行為については、昨年11月に変更になったものが、われわれに12月9日に明示されておるわけでございます。まあその中でいわゆるどこまでが執行部にとって、何ていうか、自分の議会の提案っていいですか、変更の説明を求めない軽微なものなのか、どういう考えをしておられるのか。わたしはこの1億3,000万というのは、もう本当に事前にあつてしかるべき問題でないかという気がします。大山町にとってこういうものが、本当に軽微なあれで、いけるのかどうなのか。勝手に予算に出してしまえばいいと、事前のそういうものは、もうこういう書類も何も要らないような感じがするわけですが、そこら辺についての見解をお伺いしたいと思いますし、またもう1点は、あ、もう2点、11ページ、人権交流センターの所長報酬減額、それから続いて生活相談員の報酬の減額がまだ年度中途であります、200数十万ずつなっておりますが、これについても今後の設置の考えはないのか、どうなのか。そこら辺について見解をお伺いします。

○議長（荒松廣志君） 答弁。町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） 野口議員さんの方から債務負担行為の関係と、それから生活相談員、人権交流センター合わせてでございましたかね、という件でございました。人権交流センターそして生活相談員の報酬の件につきましては、担当課長の方

から少し詳しく述べさせていただきたいと思います。

それから債務負担行為の件につきましては、先ほどからたくさん議員の皆さんの方からご指摘をいただいたり、あるいはいろいろご意見もいただいたりしておるところでございます。提案ということの中でこのたびの初日に提案をさせていただいたところでございます。経過の中では議員さんそれぞれの対応といたしますか、事に対する思いもたくさんあると思いますけれど、一つはこの大山小学校の件につきましては、教育民生の常任委員会、議会の方でも現場の方見ていただいたりして、そういったことについての教育委員さんとの意見交換であったり、あるいは教育委員会の方での担当するものの方からのいろいろな意見交換、現場の方での情報交換もされていると思っておりますけれども、ただそういった経過の中でこの提案について全員の皆さんの方にいろいろと説明を不足しておったということにつきましては、冒頭にも申し上げましたように、われわれの方での少しもっとしっかりした判断をもちながら、事前の説明をしなければならなかったでないかなということでのお詫びも申し上げたところでございますので、ご理解を願いたいと思います。

それから次の件につきましては、担当課の方から説明をさせていただきます。

○人権推進課長（近藤照秋君） 議長、人権推進課長。

○議長（荒松廣志君） 人権推進課長 近藤照秋君。

○人権推進課長（近藤照秋君） 失礼いたします。人権交流センターの所長と、それから生活相談員の設置見込みについてのご質問でございます。人権交流センターの所長は現在、空席になっておりまして、後任の方につきまして今、鋭意努力探しておりますが、現在まで後任について確保していないのでございますが、しかし今後につきましては人権交流センターの所長に相応しい人材を選任してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また田中地区の生活相談員の件でございます。現在、田中地区の運営委員会並びに4人の区長さんの方、今、鋭意生活相談員の推薦についてご尽力していただいておりますけれど、当町といたしましても地元の委員会なり、区長さんの方から改めましてご推薦があれば、来年に向けて町として委嘱する見込みであります。以上であります。

○議員（16番 野口俊明君） 議長、16番。

○議長（荒松廣志君） 16番 野口俊明君。

○議員（16番 野口俊明君） 今、町長からも聞いたわけでございますが、先ほど、まあわたしどのぐらいのものまでがいわゆる議会に説明でも要らない軽微なものなのかということもお伺いしたわけですが、そこら辺の返答がありませんでした。そこら辺もう少し、もう一度聞きたいと思えますし、また教育委員会としてですね、こういうものについて執行部と事前に相談しながら議会等にも説明というか、求めることはする必要がないと思われたのか、そこら辺についてもお伺いしたいと

思います。いわゆる基本計画なんか、作るときには何か凄いあれですけど、あとの内容変化についての、そういう皆さんの考え方っていうものが、もう少しわれわれ議員にとって明確に伝わってこないような気がするわけで、本当に大事なもののなか、大事でないものなか、そこら辺をきちんと説明していただきたいと思います。

それから、この人権交流センターと生活相談員、これはまだ今年度あと残す3カ月でもおられたら設置でもするという事で当初予算よりかまだ残してあるということなのではないでしょうか。そこら辺もう少し説明いただきたいと思います。

○議長（荒松廣志君） 答弁。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 野口議員さんの方の債務負担行為、まあ大山小学校の耐震あるいは大規模改修工事についての件に関わることでございますけども、なかなかおっしゃってる意味がちょっと理解できないところがございまして、どのくらいのものまでが提案するのかどうかという判断ということなのかなと思ったり、あるいは重要に考えておるのかということだろうかなと思ったりしますが、まあすべからず予算関係のものについては当然執行部の方から議会の方に提案をするものでございまして、いろいろな事前の説明等々は、あるいはこういった質疑の中で成されていくものだろうと思っておるところでございます。そういった中で金額が大きいものであったりとか、あるいはいろいろと関係する周辺の町村の問題であったりとか、いろんな事項につきましては当然改めて事前にご意見をいただきながらということが大切だろうと思っておるところでございます。そのように就任いたしましてから自分なりに努力はしておるところでございます。まあこのたびの件について、皆さん方の方から非常にお叱りあるいは意見もいただいているところでございまして、そういったところについて反省をしながら取り組みをこれからまた詰めていきたいと思っております。充実していきたいと思っておりますので、何度も申し上げますけれど、お詫びを申し上げながらこのたびさせていただいているところでございますので、ご理解願いたいなと思っております。

それから田中地区の生活相談員さんの報酬の件でございます。まだ残りの金額があるかどうかという、枠が残っているのかということの質問もございましたので、担当課の方から述べさせていただきたいと思っておりますが、まあ基本的にこの相談員さんの件につきましても、当該地区の方から一本化をして提案をしていただいて、本当にそれぞれの提案をしていただいた相談員さんの方にスムーズな活動がしていただけるということが、非常に重要であると思っておりましたけれど、なかなかそこが一本化できてなかったりということの中で今日にいたってしまったというところでございます。

そういう面で住民の皆さんの方にいろいろとご迷惑をかけてしまったなということについては申し訳なく思っておりますけれど、やはり地域の皆さんが、これだということをもって一本化をしていただいて全員一丸となって村づくり、まちづくり

やっていくんだという、やっぱり形が出てくるということが、非常にわたしは重要だと思っておりますので、その件につきましても今区長会あるいは運営委員さんの方でご努力願ってるところでございますので、この点につきましてはご理解を願いたいと思います。不足しています件につきまして、担当課長の方から述べさせていただきます。

○人権推進課長（近藤照秋君） 議長、人権推進課長。

○議長（荒松廣志君） 人権推進課長 近藤照秋君。

○人権推進課長（近藤照秋君） 失礼いたします。人権交流センターの所長は今年の5月中旬まで、今の教育長さんに務めていただきましたが、その後空席になっておりまして、来年の3月までの報酬を減額するというものでございます。

生活相談員につきましては、今年の4月から空席になっておりましたけども、来年の3月までの報酬を減額するものであります。生活相談員については、先ほど町長もご答弁申し上げたところでございます。現在地元の方で鋭意ご努力してしかるべき人材を確保していただくように努めていただいております。生活相談員さんの仕事も重要な仕事であるというふうに認識はしておりまして、その生活相談につきましては、現在なかやまふれあい文化センターの方で当然生活相談機能を持っているわけでございますので、そちらの方で館長、指導員の方でご無理を言って果たしていただいているというところでございます。以上です。

○議長（荒松廣志君） 他に。

○教育長（山根 浩君） 議長、教育長。

○議長（荒松廣志君） あ、答弁、教育長 山根 浩君。

○教育長（山根 浩君） 野口議員さんのお答え、町長が申しましたとおりでございますけれど、事前の協議が足らなかったということにつきましてはお詫びを申し上げたいと思います。一つだけ今年大山西小学校をやってみましました時に4月から設計にかかり、7月の始めからぐらいから工事に掛かっていくということの中でこういった急な提案をさせていただいたということで、大変議員の皆さんやいろんな面で説明不足だったというのを重々反省しております。ご了解いただきたいと思います。

○議員（16番 野口俊明君） 議長、16番。再度。

○議長（荒松廣志君） 再度？ 16番 野口俊明君。

○議員（16番 野口俊明君） まあ今、いろいろ聞いたわけでございますが、私たち、わたし前期から教育民生の常任委員会に属しておりまして、今年のまあ5月教育長までは大山小学校については耐震補強のみで大規模改修はしないということをおっしゃったわけでございます。それにまた総合計画の平成22年度までのものにもそのようなきちんと記述がしてあったわけで、われわれ議員全員がそれを理解しておったわけでありまして、そういう質問をしたわけです。

しかし本当にわたしたちが危惧するのは、そういうなんというか、議会の承認があるようなものが、要らないような状態とかそういうものをまあどんどんまかり通ってしまえば住民にとっても本当に恐ろしいことではないかなという気がするわけがあります。ここら辺のことについてどこら辺まで、本当に、先ほども町長にわれわれ議会に、変更については、総合計画の中の説明されるべきものかとあれしたら、明確などうも返事ありませんでしたが、まあ今後においてやっぱりそういうものをきちんと執行部の中でも考えておいていただいて、議会とのやっぱり事前のすべきものというものとしていただけないとわれわれにとっても住民の代表として住民のために議論するわけですから、それができるようなことにきちんとしたものをしておいていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（荒松廣志君） ここで暫時休憩いたします。その辺の意見調整をして答弁の時にしっかり答弁してください。再開は45分。

午前10時34分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（荒松廣志君） 再開いたします。16番議員に対する答弁を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 野口議員の方からの質問の中で総合計画の件もございました。この件につきましては担当課長の方から述べさせていただきたいなと思っております。特に質問の中で予算関係についてこれがどんどんこうまかり通すことかなというようなご発言もございました。本来と言いますか、従来もそうだと思いますけども、執行部の方から予算の方、議会の方に提案させていただいて、その中で委員会であったり全員の特別委員会であったり、そういったところでしっかりと議論をし、検討をし、議決等々成されていくものだと思っております。今回、当初の初日にこういった提案をさせていただきまして、今日かなりの日数の中で最終日を迎えているということでございまして、その期間の中で、それぞれの委員さん、委員会、ご審議をいただくということだろうと思っております。その本会議に入ります前の中でのいろいろなご相談、あるいは事前の説明ということについては、金額の問題であったりとか、各町村のいろいろな広域的な問題であったりとか、そういった件についてやはり必要だろうなと思っておりますけども、そのような形の中で、しっかりとこの議会の中で議論をし、あるいはこちらの方から説明をさせていただき、議会の方でのご提案をいただきながら最終日を迎えて、皆さんの方からの議決案件のお願いをすると、いただくということだろうと思っておりますので、その道筋はわたしも議会の方にはずっとおらせていただきましたけども、当初から合併をしてから、今日まで変わらないと思っておりますので、この点につきましてはご理解を願いたいと思っております。

○企画情報課長（野間一成君） 議長、企画情報課長。

○議長（荒松廣志君） 企画情報課長 野間一成君。

○企画情報課長（野間一成君） 先ほど来、総合計画の実施計画の異論が出ておりますので、ご説明をさしていただきたいと思っております。

総合計画につきましては、基本構想、基本計画、実施計画ということで、3つの計画から成り立っています。地方自治法第2条第4項の規定に基づきます町の将来に向けての進行方向の大綱を定めるものでございまして、議会では基本構想の部分を議決をいただいているところでございます。で、それに基づきまして、5年間の基本計画を立てております。それがまあ基本構想、基本計画が載っておる冊子でございます。で、その5年間の基本計画の中で実施計画につきましては、町の財政状況を勘案しながら基本計画に定められた施策の方向を具体的に展開していく年次事業計画で別途作成をしますということで定めております。これがこの18年の6月に作りました総合計画を作ってからできておりませんで、昨年11月に実施計画を策定いたしました。で、その後、今年の12月にも21年度分を策定をしたということでございまして、向こう3年間の実施計画を毎年度策定することによって予算編成の指針としながら基本構想、基本計画の着実な実現を図るものであるということで、今年度分につきましては、先ほど、先日策定をしたところでございまして、その計画が現行の実施計画でございます。以上でございます。

○議長（荒松廣志君） 他に。

〔「なし」と呼ぶものあり 〕

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「議長、12番。賛成討論」と呼ぶものあり 〕

○議長（荒松廣志君） 反対討論ありませんか。

○議員（5番 野口昌作君） 議長、5番、反対討論。

○議長（荒松廣志君） 5番 野口昌作君。

○議員（5番 野口昌作君） 私ただいま議題に上がっておりますところの一般会計補正予算（第5号）のですね、反対討論をさせていただきます。

この議案書の第2表の債務負担行為補正ということの問題でですね、わたしは反対とするところでございます。

この債務負担行為、まあ学校施設の改修また整理というようなことでですね、いろいろな計画が成されていたという具合に思ったりしますけれども、さっきの質疑の中でも出ておりましたように先回、前のですね教育長さんといいますか、この前まではこういうような改修計画は無かったと。まあ耐震計画はあったりしているようでございますけれどもね、このことの中でですね、この21年の、さっきの話では21年の11月ですか、に、11月にですね、実施計画が成されたということでございます。21年の11月にですね、実施計画が成されて、そして議会の方にその

計画の説明がなくして突然にこの債務負担行為というようなことですね、来年度の事業実施を前提にしたこの設計委託料というものが出されたわけでございまして、これらについてもですね、非常に議会軽視というように受け取りますし、またこの設計委託をした場合にですね、これはどういう工事をやるということを委託して出来上がった以上はですね、それを期待される住民の方、町民の方ですね、それが実施をされない場合は、町の行政不信、教育行政の不信というようなことにもつながっていきます。そういうことですね、この設計委託も少し早過ぎるでないか、内容的にもですね、私、耐震補強とかですね、それからこの避難口の改修とかというようなことを否定するものではございません。これらは是非やっていただきたいという具合に思ったりするわけでございますけれども。

もう一つ言わせていただきますと、避難口が非常に不備だというような話を聞きますが、これ大山小学校が36年に築になってですね、建築されて現在までで避難口が不備だったというような話があること事態ですね、これ本当に不思議な話だなという具合に思います。教育委員会の方もですね、やっぱり子どもの生命、これを守るためにはですね、避難口なんかのことは当然にきちんとやるべきであって36年からのそれが放置されていたということは非常にまあ遺憾に思っているようなことでございます。

それとですね、もう一点、この改修の中で管理棟の改修なりですね、教室棟体育館ということでございますが、これらについても最低限の改修をとということを私は思うわけでございますけれども、今教育委員会の答弁なり、町長の答弁の中でもですね、これらについての反省をして最低限の改修にということがありますけれども、私漏れ承りますところによりますと、これらについてもですね、備品等についての新調っていいですか、改修っていいですか、そういうようなものも含まれているよになんか聞いたような感じがいたしているところでございまして、そういうようなものはですね、この財政不如意の時にですね、出すべき、やるべきでないという具合に思うわけでございます。財政事情につきましてもですね、私申し上げておりますように、去年、おとどしぐらいだったでしょうか。この大山町が合併して財政事情が非常に悪くなるということからですね、区長会なんかにも財政事情の表を提出されております。それによりますと22年のですね、財政状況ではもう赤字に転落する、積立金が無くなるというようなことがあったりしてございましてですね、私たちがその財政事情、非常にまあ心配しておるわけでございまして、とにかくこういうことについてもですね、無駄使いということがなくしていただきたいなという具合に思っているところでございます。

それから教育行政もですね、非常に範囲が広いわけございまして、教育行政の中でこれから先にお金があることがたくさんございます。今現在ですね、所子の保育所なんか非常に老朽化が進んでですね、もう園児でもですね危険なような状態が

あるというようなことも聞いたことがありますけれども、そういうようなことをです、真っ先にやっていかなければいけないという情勢であるという具合に思ったりしております。これは保育所ですね、拠点保育所を作ってどうのこうのという事で進んでおりますけれどもですね、これらについて早急に結論を出しながら財政上の問題でございますけれども、お金を必要とすることが起きてくるわけでございます、そういうことの方にですね、お金を使っていただかなければいけないなという具合に思ったりするところでございますし、それからまあ、今現在ですね、政権交代がありまして、政権交代の中で農業問題なんかもですね、非常にまあどういうことになっていくか分かりません。これから先そういうことの中で、町ですね、財政というものを農業問題で投入をですね、単独財政というものを注ぎ込んでいただかなければ、町の農業者がですね、干上がってしまうと、本当に困惑してしまう状態が起きるでないかと思ったりしております、財政をですね大事にさせていただきたいというような考え方からですね、この債務負担行為のある補正予算につきましては、反対いたします。以上でございます。

○議長（荒松廣志君） 次に、賛成討論を許します。

○議員（12番 足立敏雄君） 議長、12番。

○議長（荒松廣志君） 12番 足立敏雄君。

○議員（12番 足立敏雄君） 賛成討論を述べさせていただきます。私は今回のこの補正予算、全てに賛成でございますが、特に今問題になっております債務負担行為に関しまして、条件を付けながらも賛成の討論をさせていただきたいというふうに思います。

まずは条件ですが、教育委員会の方々にはちょっと耳の痛い話かもしれませんが、こういう出し方が今までに、これ3回目ぐらいになるかと思えます。常に説明不足の上で、予算が出てくるということが確か3回目ぐらいになりますので、皆さんが今問題にされているのはそのところが一番、皆さんが問題にされている箇所でございますので、しっかりそのことは肝に銘じて、これからこういうことが無いように事前の相談を必ずやっていただくということで、で、説明のその一番必要な時期ですけれども、やはりいろんなことが決る前に、相談をするというのが原則じゃないかと思えますので、そこんところもしっかり肝に銘じていただきたいなというふうに思います。

そういう条件を付けながらこの債務負担行為については賛成を述べさせていただきます。この今の時期にこれが出たというのが、一つ一番問題になるわけですが、この時期に出たというのが工事を進めていく上では、ベストな時期だというふうに判断したというふうに聞いております。同じ事業をやる以上は、やはりいい仕事を何とかやりたいというのは人情でありますし、そういう形で今出たということ、これは非常に前向きな取り組みだというふうに考えております。それといろいろ議

員の方でも解釈の問題がどうも違いがあるようですけれども、大山小学校に関しての大規模改修、これをしないということが出たことはおそろくないはずなんです。これは旧大山町の方の時代の時から遡りますと、旧大山町のまだ合併前の時からもう大山小学校それから大山西小の耐震のことはもう問題になっておりましたし、その頃には特にまだ香取分校もありましたし、赤松分校もどうなるか分からないというような状況の中で、すべて今決めてやるわけにはいかないという状況の中で合併してきておりますので、必ずその耐震、大規模改修どうするのかということは、もうその時からずーと議論をしてきた課題であります。ですから何らかの事情があって、途中でその何て言いますか、計画の中にそれが入ってなかった時期があったかもしれないけれども、それは止めたのじゃなしに、保留というような形にしたんじゃないかと。それから文言だけが外したというような事情があるんじゃないかなというふうに思っています。そういう調べていただければ分かりますように本当に今古い建物で子どもたちが使い難い校舎だということは、恐らく見ていただければすぐ分かることでありますし、議員の皆さんも改修することにはおそろくきちんと現場を見て説明受ければ納得していただけるんじゃないかなというふうに思います。

そういう状況の中で手続き云々が確かに不備だったことは認めますが、その手続きの不備なのを原因にですね、これは改修は駄目だというふうな結論を出すのは非常に何ていいますか、本末転倒になりゃせんかなという気がいたしております。何にましましても子どもたちの安全と勉強するいい環境を作ってやるのが、われわれ議員の務めでもありますので、この際皆さん方のご賛同もしっかり得てこの早めに予算計上されていい工事をできるように計画された教育委員会のこの、いろいろ手続きが不備がありましたけれども、工事に関しての前向きな姿勢は評価して賛成したいなというふうに思います。以上です。

○議長（荒松廣志君） 次に、反対討論を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第153号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、議案第153号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第154号

○議長（荒松廣志君） 日程第2、議案第154号 平成21年度大山町地域休養施設特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第154号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、議案第154号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第155号

○議長（荒松廣志君） 日程第3、議案第155号 平成21年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第155号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、議案第155号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第156号

○議長（荒松廣志君） 日程第4、議案第156号 平成21年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（5番 野口昌作君） 議長、5番。

○議長（荒松廣志君） 5番 野口昌作君。

○議員（5番 野口昌作君） 4ページ支出の項でですね、医療費の使用料及び賃借料ですね、これでコンピューターのリース料が222万減額になっておりまして、機器借上料が34万増額になっておりますが、これをですね222万減額されるよ

うなことになった、まあ努力されてなっていると思いますが、その努力されたのはどのような方法を取られたかということ、ちょっと伺いたいです。

○議長（荒松廣志君） これは156号ですけれど、先の157号じゃありませんか。

○議員（5番 野口昌作君） ああ、157号ですね。ああ、間違えました。

〔「質疑ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結いたします。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第156号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、議案第156号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第157号

○議長（荒松廣志君） 日程第5、議案第157号 平成21年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（5番 野口昌作君） 議長、5番。

○議長（荒松廣志君） 5番 野口昌作君。

○議員（5番 野口昌作君） 先ほどは失礼いたしました。議長にお詫び申し上げます。4ページですね、コンピューターリース料220万円を減額されておりますけれども、これ非常に努力されたという具合に思ったりします。どういう具合な努力をされてですね、ここまでの減額になったかお聞かせいただきたいなと思います。以上です。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） 野口議員さんの質問に対しましては診療所事務局長の方から述べさせていただきたいと思えます。

○診療所事務局長（斎藤 淳君） 議長、診療所事務局長。

○議長（荒松廣志君） 診療所事務局長 斎藤 淳君。

○診療所事務局長（斎藤 淳君） ご質問にお答えしたいと思います。このコンピューターリース料は、大山口診療所ですね、X線テレビ装置のリース料が具体的な内容でございます。で、実はこちらの手違いで、リース契約が満了していたものを誤って計上してしまっていたということに気が付きましてそれで今回不用額で落と

させていただくものでございます。申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

○議員（5番 野口昌作君） はい、分かりました。

○議長（荒松廣志君） 他に質疑ありませんか。

○議員（2番 米本隆記君） 議長、2番。

○議長（荒松 廣志松浩君） 2番 米本隆記君。

○議員（2番 米本隆記君） この会計なんですけども、歳入歳出それぞれということで621万円、計上してあるんですが、実は、中身につきましてみますと、繰越金が621万、そのままその金額が歳出の方では予備費の方になっておりまして、内容的には、節の部分では増減が無いということになっております。この621万円を予備費に計上された目的は何でしょうか。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） 米本議員さんの質問に対しましても事務局長の方から述べさせていただきます。

○診療所事務局長（斎藤 淳君） 議長、診療所事務局長。

○議長（荒松廣志君） 診療所事務局長 斎藤 淳君。

○診療所事務局長（斎藤 淳君） ご質問にお答えいたします。今回決算が、合併したということで今回の補正で621万円を増額してですね、繰越金を確定させたということであります。で、歳出について増減ございますが、先ほどの答弁申し上げたことでの収入支出のバランスがそこでとれましたので、まるまる予備費としてですね621万円を計上させてもらったということであります。目的としては、不測の事態に備えてということでございますので、ご了解いただきたいと思っております。以上です。

○議員（2番 米本隆記君） 了解。

○議長（荒松廣志君） 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第157号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、議案第157号は原案のとおり可決されました。

○議長（荒松廣志君） 日程第6、議案第158号 平成21年度大山町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（5番 野口昌作君） 議長、5番。

○議長（荒松廣志君） 5番 野口昌作君。

○議員（5番 野口昌作君） 4ページの収入の中でですね、介護従事者処遇改善臨時特例基金の繰入金ということで387万円みでありますけれども、これはですね、介護従事者の処遇改善にですね、支出の面においてどういうところの処遇改善になってこの基金が取り崩されたかということの一つ伺いたいです。

それから7ページですね、償還金及び還付加算金、款が30、この中で介護給付費等の償還金、それからその下が地域支援事業の償還金ということになっておりますが、償還金の返還金っていうんですか。これはどういうことを意味してるかということをお伺いしたいです。以上です。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） 野口議員さんの質問につきましては、詳しく担当課長の方から述べさせていただきます。

○福祉保健課長（戸野隆弘君） 議長、福祉保健課長。

○議長（荒松廣志君） 福祉保健課長、戸野隆弘君。

○福祉保健課長（戸野隆弘君） ご質問にお答えいたします。まず介護従事者処遇改善臨時特例交付金の関係でございます。この交付金がどのように活用されているかということでございますけれども、介護報酬は、ご承知のように3年に1回改定されております。21年度の介護報酬の引き上げに当たりましては、国の方の政策といたしまして、介護従事者の処遇改善を図るということでありました。しかし介護報酬を引き上げますと、それによりまして保険料が上昇するということがございます。今回この介護報酬の改訂に伴う保険料の上昇分につきましては、国の方で上昇軽減するための軽減措置が構じられたところでございます。その財源につきましては交付金を基金として創設しまして、その取り崩しによって財源に充てるということとされております。大山町には1,264万円の交付金がありました。これを21年度から23年度までの3年間で取り崩して保険料のアップを抑制していくというのがまず仕組みであります。で、この介護報酬の改定のための増加分、これは人件費の3%分ということで、されておりますけれども、これについては、施設等が介護サービスをする場合のサービス費、まあ給付費が増加するわけですが、仕組みとしましては、例えば3年以上勤務する職員が3割以上いるとかですね、夜間の勤務が国の基準より一人多いとか、そういったような施設への加算がされておりますので、質の高いケアとか業務の負担が重い施設により多くの支出が出るという仕組みになっておりますので、一律に3%アップということではございません。

続きまして、介護給付費の償還金、また地域支援事業の支援事業交付金の返還金ということがございますけども、これらにつきましては、過年度分の実績が精算をされます、という仕組みになっておりますので、その過年度分の額が確定しましたことによりまして、それぞれ償還をいたします。あるいは返還金を、返還が生じたものでございます。以上でございます。

○議員（５番 野口昌作君） はい、了解しました。

○議長（荒松廣志君） 他に質疑ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第１５８号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、議案第１５８号は、原案のとおり可決されました。

日程第７ 議案第１５９号

○議長（荒松廣志君） 日程第７、議案第１５９号 平成２１年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第１５９号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、議案第１５９号は、原案のとおり可決されました。

日程第８ 議案第１６０号

○議長（荒松廣志君） 日程第８、議案第１６０号 平成２１年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。これから質疑を行います。

す。質疑はありませんか。

○議員（5番 野口昌作君） 議長、5番。

○議長（荒松廣志君） 5番 野口昌作君。

○議員（5番 野口昌作君） 4ページのですね、工事請負費、電柱支障移転工事、倉谷の方でやられてるいるようでございますが、674万円、これはですね、実施に当たっては競争入札でやっておられるかということをお伺いしたいです。

それからもう1点、給与明細書の方です、共済費が7万円の増額になっておりますが、共済費だけ給与費等は変わりませんが、共済費だけ上がってるのは、一般会計はなかったようでございますが、何故かということをお伺いします。以上です。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 野口議員さんの質問に対しまして、担当課長の方から述べさせていただきます。

○企画情報課長（野間一成君） 議長、企画情報課長。

○議長（荒松廣志君） 企画情報課長、野間一成君。

○企画情報課長（野間一成君） 一つ目の工事請負費の関係でございます。これは実施にあたりましては随契をしております。

それから共済費の関係でございますが、共済組合掛金の変更によるものでございます。以上でございます。

○議員（5番 野口昌作君） 議長、もういっぺん。

○議長（荒松廣志君） 5番 野口昌作君。

○議員（5番 野口昌作君） 随契だということですが、随契にする理由とですね、それから共済費、ここだけですね、出ているのは。一般会計の方は前にありましたですかいね。ここだけのようですけれども、その点はどういうことになってますか。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 野口議員さんの質問に対しまして、担当課長の方から述べさせていただきます。

○企画情報課長（野間一成君） 議長、企画情報課長。

○議長（荒松廣志君） 企画情報課長、野間一成君。

○企画情報課長（野間一成君） 電柱の支障移転の関係でございます。ケーブルの工事をいたしましたソルコムという会社に随契をしております、他の業者ではこれの工事が困難であるという理由でここにしておるところでございます。

それから共済費の関係でございますが、この一般会計がしてない理由はちょっと分かりませんが、集排の会計でもしております、特別会計の関係で今回したものと、しております。以上でございます。

- 議長（荒松廣志君） 他に。
- 議員（5番 野口昌作君） ちょっと、もういっぺん。
- 議長（荒松廣志君） 答弁漏れ？
- 議員（5番 野口昌作君） いや、あの。
- 議長（荒松廣志君） 野口昌作君。
- 議員（5番 野口昌作君） はい、すみません。共済費の関係、一般会計の方どうなっておりますか。掛率が上がったというような答弁でございましたが。
- 総務課長（田中 豊君） 議長。
- 議長（荒松廣志君） 総務課長、田中 豊君。
- 総務課長（田中 豊君） 共済費の件でございますが、9月定例議会の際にお示ししております。以上であります。
- 議員（5番 野口昌作君） 了解しました。
- 議長（荒松廣志君） 他に質疑はありませんか。
- 〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕
- 議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
- 〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕
- 議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第160号を採決します。
- お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
- 〔 賛成者起立 〕
- 議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、議案第160号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第161号

- 議長（荒松廣志君） 日程第9、議案第161号 物品購入契約の締結について（自動体外式除細動器（AED）購入）を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長、森田増範君。
- 町長（森田増範君） はい、議長。
- 議長（荒松廣志君） 町長。
- 町長（森田増範君） 先ほど上程いただきました議案第161号 物品購入契約の締結についてということで、自動体外式除細動器、いわゆるAED購入の提案理由の説明を述べさせていただきます。
- 本案は、物品購入契約を締結することにつきまして、地方自治法第96条第1項第8号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。自動体外式除細

動器 A E D 購入につきまして、去る 1 2 月 9 日に 6 業者を指名し、指名競争入札を実施いたしました結果、税込み金額で 7 6 1 万 2 , 5 0 0 円で米子市昭和町 1 0 5 有限会社内田医療器代表取締役 内田武久が落札し、過日物品購入仮契約を締結いたしましたところでございます。なお、納入期限は、2 月 2 6 日といたしております。以上で提案理由に説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（荒松廣志君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議員（1 7 番 鹿島 功君） 議長、1 7 番。

○議長（荒松廣志君） 1 7 番 鹿島 功君。

○議員（1 7 番 鹿島 功君） この機械でございますけれども、近頃海外の輸入品ですね、何か事故が起きておるといようなことを新聞で 1 週間ほど前だったですか、見ておりますが、このメーカーそのものはそういうことには、対象外のもので安心であるといようなことなのか、というところをちょっと聞きたいと思えます。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 鹿島議員さんの質問に、担当課長の方から答えさせていただきます。

○総務課長（田中 豊君） 議長、総務課長。

○議長（荒松廣志君） 総務課長、田中 豊君。

○総務課長（田中 豊君） ただいまのご質問でございますが、業者の方が、製造業者の方が回収したということは聞いておりますが、今回発注したものについてはそういうものでないということで理解しております。よろしくお願いたします。

○議員（1 7 番 鹿島 功君） はい、了解。

○議員（3 番 大森正治君） 議長、3 番。

○議長（荒松廣志君） 3 番 大森正治君。

○議員（3 番 大森正治君） これの設置場所はどこか、説明していただきたいと思えます。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） 大森議員さんの質問に、担当課長の方から述べさせていただきます。

○総務課長（田中 豊君） 議長、総務課長。

○議長（荒松廣志君） 総務課長 田中 豊君。

○総務課長（田中 豊君） 大森議員さんのご質問に答弁させていただきます。購入台数は、全部で 4 2 台でございます。うち 3 2 台につきましては、町内保育園全園、あるいは公民館、診療所等公共施設 3 2 カ所でございます。残り 1 0 台につきましては、貸付用ということで確保してございまして、町内 1 0 地区ありますので、一応 1 0 地区対象ということでの考え方で 1 0 台を予備として購入させて

いただいております。これの活用につきましては、今後地区の区長さん等に紹介をいたしまして、庁内に留まることが無いように有効に活用していきたいと考えております。以上であります。

○議員（3番 大森正治君） 了解です。

○議長（荒松廣志君） 他に質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第161号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、議案第161号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 大山町選挙管理委員会補充員の選挙について

○議長（荒松廣志君） 日程第10、大山町選挙管理委員会補充員の選挙を行いません。この選挙は、補充員でありました大山町松河原127番地 笠見幸子さんが辞任されたことに伴い、欠員が生じたので、地方自治法第182条第1項の規定により議会が行うものであります。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会補充員を指名いたします。欠員となりました選挙管理委員会補充員には、大山町栄田313番地 江原悦子君を指名します。

お諮りします。ただ今議長が指名いたしました江原悦子君を、選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 異議なしと認めます。したがって、ただ今指名しました江原悦子君が、選挙管理委員補充員に当選されました。

----- . -----
日程第 1 1 陳情第 7 号～日程 1 7 陳情第 1 7 号

○議長（荒松廣志君） 日程第 1 1、陳情第 7 号 談合・不当な裏金分配により大山町が受けた損害回復に関する陳情から日程第 1 7、陳情第 1 7 号 2010 年度年金の減額改定をおこなわないことを求める陳情についてまで、計 7 件を一括議題といたします。審査結果の報告を求めます。総務常任委員長、小原力三君。

○総務常任委員長（小原力三君） はい、議長。ただいま議題となりました陳情第 7 号から陳情第 1 0 号、陳情第 1 2 号、陳情第 1 3 号、陳情第 1 4 号、陳情第 1 6 号、陳情第 1 7 号までの計 7 件について、総務常任委員会の審査結果の報告をいたします。審査年月日は、平成 21 年 12 月 16 日、審査人数は 6 名でございます。

陳情第 7 号 「談合・不当な裏金分配により大山町が受けた損害回復に関する陳情」は、20 年前に当時の大山町が発注した公共事業について、入札に参加した町内の建設業者の間で談合行為があり、大山町が損害を受けたので、損害賠償請求権を行使するよう、町長に意見書を提出することを求めるもので、平成 21 年 9 月定例会において付託を受け、継続審査となっているものであります。

20 年前のことであり、当時の記録はほとんど残っておりませんが、可能な範囲で調査した結果、陳情者から指摘のあった事業について、談合が行われた形跡は、確認できませんでした。そのため、本陳情について、全員一致で不採択と決しました。

次に、陳情第 1 0 号は、改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求めるものであります。

深刻な多重債務問題については、借りる側の責任もありますが、相談体制の拡充や、違法なヤミ金融の撲滅が必要であります。全員一致で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第 1 2 号は、大山町において、平和教育の推進を図る議会決議と、戦争体験の風化を防ぐ取り組みの推進を求める陳情であります。

大山町では、以前から、小学校の修学旅行で、被爆地である広島に行ったり、戦時中に多数の被害者を出した大山口駅での空襲体験を学ぶなど、様々な機会に平和教育に取り組んでおります。

今以上の推進が必要かとの意見もありましたが、戦争体験を風化させてはならないという意見が多く、賛成多数で、採択すべきものと決しました。

次に、陳情第 1 3 号は、島根原子力発電所の早急な耐震補強対策と原子力に依存しないエネルギー政策の転換を求める陳情であります。原子力発電所の安全性には、最大限の安全確保が求められるため、採択すべきとの意見もありましたが、原子力

を用いないエネルギー政策への転換は、現時点で現実的ではないとの意見もあり、多数決の結果、不採択と決しました。

次に、陳情第14号であります。「町民参加の仕組みの構築に関する陳情」は、議会及び行政と町民が意見交換できる町民参加の仕組みづくりを求める陳情であります。

住民の声を行政に反映し、住民参画のまちづくりを図っていくためには、町民と議会、町民と行政との意見交換の場は、できるだけ多い方が良いため、全員一致で採択すべきと決しました。

次に、陳情第16号は、消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める陳情であります。

少子高齢化が進む中、現役世代の負担は重くなっています。年金制度を抜本的に見直す中で、年金給付に必要な財源確保に、消費税を初めから除外するのは妥当ではないという判断で、全員一致で不採択と決しました。

最後に、陳情第17号は、2010年度年金の減額改定を行わないことを求める陳情であります。

現行の給付水準を維持するための財源をどう確保するか、判断するのは困難であり、全員一致で不採択と決しました。以上で、総務常任委員会の陳情審査結果の報告を終わります。

○議長（荒松廣志君） これから陳情第7号 談合・不当な裏金分配により大山町が受けた損害回復に関する陳情について質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第7号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は、不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（荒松廣志君） 起立少数です。したがって、陳情第7号は、委員長の報告のとおり不採択することに決定しました。

○議長（荒松廣志君） 次に、陳情第10号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情について質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第10号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、陳情第10号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（荒松廣志君） 次に、陳情第12号 貴自治体における平和教育の推進を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第12号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、陳情第12号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（荒松廣志君） 次に、陳情第13号 島根原子力発電所の早急な耐震補強対策と原子力に依存しないエネルギー政策の転換を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（3番 大森正治君） 議長、3番。

○議長（荒松廣志君） 3番、討論はどっち。

○議員（3番 大森正治君） 反対討論。

○議長（荒松廣志君） 3番、大森正治君。反対討論を許します。

○議員（3番 大森正治君） 島根原子力発電所の早急な耐震補強対策と原子力に依存しないエネルギー政策の転換を求める陳情に賛成の立場で討論します。

わが国、日本は64年前に核兵器の恐ろしさを本当に身をもって体験した世界で

唯一の被爆国です。また核の平和利用と言えども、これまで国内外で起こったさまざまな核事故、そして一昨年の中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の事故、これらは、原子力によるエネルギー政策に警鐘をならしたものとと言えます。特に島根原子力発電所は活断層の上にあることが判明し、地震による原発事故がおきれば、決して遠い距離に、遠い距離ではないわが大山町にも大きな被害をもたらしかねません。だから、本陳情にありますように、島根原発の周辺の詳細な地質調査と早急な耐震補強を行うことを求める意見書提出は当然とわたしは考えます。

また、わが国が世界有数の地震国ということを考えれば、原発中心のエネルギー基本計画を見直し、原子力を用いないエネルギー政策への転換を国へ求めることは当然と考えます。よって本陳情は採択すべきと考えます。

○議長（荒松廣志君） 次に賛成討論を許します。

○議員（7番 近藤大介君） 議長、7番。

○議長（荒松廣志君） 7番 近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） ただいま委員長から報告が、委員長の報告に対して賛成の立場から討論させていただきます。

島根原子力発電所、まあ隣の島根県ではありますけれど、日本海に面する大山町からしてみれば本当に想像以上に身近な施設であろうと思います。ですから原子力発電所の安全性ということについては町民の生命や財産を守る立場からも十分に気を配る必要もあろうかと思えます。わたしは総務常任委員会の中で、また総務常任委員会のある意味総意としてですね、町行政に対しても、原子力発電所の安全性については定期的に配慮してくださいよということの申し入れはいたしました。

しかしですね、本陳情の陳情者につきましては、そもそも原子力発電については危険であるので、国のエネルギー政策を見直して原子力発電に頼らないエネルギー政策を行うべきだという前提に立って本陳情を出されております。

確かに決して100%安全なエネルギーではありませんけれども、で、あるからこそ十分に安全性に配慮しながらこれまで発電所は運営されており、尚且つ今の日本の現状からしてみれば、当面原子力発電には頼らざるを得ないという状況があります。そういった現状を勘案する中でですね、先ほども言いましたように安全性には十分配慮しなければなりませんけれども、当然これにつきましては原子力発電所がある地元の島根県なり、あるいは松江市で、が中心となって事業者である中国電力とも協議をしてあるところだと考えております。大山町として考えればそういった現状を注意深く見守りながら、必要があればそういった耐震補強であるとか、安全性の調査というものを求めていくという立場でよいではないかと思えます。

今の段階ではそういったことを求める状況にはないと判断しますので、本陳情については今は採択する必要がないというふうに考えています。以上です。

○議長（荒松廣志君） 次に、反対討論を許します。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第13号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は、不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（荒松廣志君） 起立少数です。したがって、陳情第13号は、委員長の報告のとおり不採択することに決定しました。

----- . ----- . -----
○議長（荒松廣志君） 次に、陳情第14号 町民参加の仕組みの構築に関する陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第14号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、陳情第14号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

----- . ----- . -----
○議長（荒松廣志君） 次に、陳情第16号 消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（3番 大森正治君） 議長、3番、反対討論。

○議長（荒松廣志君） 3番 大森正治君、反対討論を許します。

○議員（3番 大森正治君） 消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める陳情に賛成の立場で討論をいたします。

陳情主旨にあるとおりですね、最低保障年金制度の創設は全ての政党が提言して一致しています。問題はその財源です。財源を消費税増税に求めるのではなく、他の財源を模索すべきと私は考えます。なぜなら、消費税は低所得者も、高額所得者も同じ割合で課税されます。皆さんご承知のとおりですが、そのため低所得者ほど負担が重い税制です。ですから財源は他に求めるべきだとわたしは考えます。

例えばですね、防衛費とかあるいはアメリカ軍への思いやり予算、そして大企業や金持ちへの優遇税制です。防衛費の5兆円は、約5兆円は削減してもいいと思いますし、5兆円っていうのは全部じゃないですよ。その一部ですよ。いいと思いますし、削減してもいいと思うし。それから約2,000億以上ものアメリカ軍の思いやり予算、これは日本に義務の無い予算ですよ。そして消費税の増税とともに大企業への法人税や金持ちに対する減税をしてきたこの分を基の税率に戻すことだと思います。そのことによって10兆円以上もの財源が生み出されるといわれています。ここにこそ私は財源を求めるべきと考えます。

よって消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める陳情に賛成し、本陳情を採択すべきと考えます。

○議長（荒松廣志君） 次に賛成討論を許します。賛成討論はありませんか。

○議員（7番 近藤大介君） 議長、7番。

○議長（荒松廣志君） 7番 近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） 委員長報告に賛成の立場から討論させていただきます。

委員長の報告にもありましたように、少子高齢化が進む中で、高齢者の豊かな老後を、現役少なくなってきた現役世代がどう支えていくのか、本当に大変重要な問題であります。

高齢者の安定した年金を維持するためにも、きちんとした財源が必要なのは言うまでもありません。ただいま反対討論では、防衛費を削ればいいじゃないかということがありましたし、また大企業に増税すればいいじゃないかということもありましたが、本当に防衛費を削っていいのか。いろんな議論があろうかと思えます。大企業に増税すれば、大企業の国際的な競争力が失われ、かえって税収は減るのかもしれないかもしれません。じゃあどこに財源を求めるのか。大山町議会で、そういったことを結論づけることは現実的に不可能であろうと思えます。

消費税をその最低保障年金の財源にですね、消費税を充てるのがどうなのか、いろんな議論があろうかと思えますけれど、始めから聖域のごとく、消費税の増税はいけませんよといった形で議論を制約するのは、わたしは妥当ではないと考えます。よって、委員長報告のとおり賛成をし、この陳情については不採択すべきだと考えます。以上です。

○議長（荒松廣志君） 次に、反対討論を許します。討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第16号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は、不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（荒松廣志君） 起立少数です。したがって、陳情第16号は、委員長の報告のとおり不採択することに決定いたしました。

○議長（荒松廣志君） 次に、陳情第17号 2010年度年金の減額改定をおこなわないことを求める陳情について質疑を行います。質疑はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

○議員（3番 大森正治君） 議長、3番、反対討論。

○議長（荒松廣志君） 3番 大森正治君、反対討論を許します。

○議員（3番 大森正治君） 2010年度年金の減額改定をおこなわないことを求める陳情に賛成の立場で討論をいたします。

公的年金等控除の縮小・老年者控除の廃止・低所得高齢者の住民税非課税措置の廃止など、高齢者の生活を少しでも支援しようとする制度が後退し、それに加えて医療介護保険料などの負担が増加しています。そのため高齢者の生活は厳しくなる一方だということを知っています。こうしたいわゆる弱い者いじめの政治が行われる結果として、老人の自殺率の高さとなって現れているのではないのでしょうか。

僅かな年金による生活者にとって、年金の減額改定は、生活をさらに圧迫することになり、事態を圧迫することになり、事態を悪化させることとなります。

また国民所得の約13%にあたる年金生活者の年金を減額することは、内需をさらに冷え込ますこととなりますし、地域経済や自治体財政にも影響を与える結果につながると思います。よって、本陳情は、採択すべきと考えます。

○議長（荒松廣志君） 次に賛成討論を許します。

○議員（7番 近藤大介君） 議長、7番。

○議長（荒松廣志君） 7番 近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） 委員長報告に賛成の立場から討論させていただきます。確かに高齢者の生活、特に地方の農村にあって、大変厳しいものがあるかと思えます。皆さんご承知かもしれませんが、高齢者の多い大山町にとって、高齢者の方がもらえる年金というのは非常に実は貴重な町にとっての収入源でして、高齢者がたくさん年金を貰われれば町内での消費も喚起され、商工業者が潤うという側面もあり、そりゃあ年金たくさんもらっていただくにこしたことはないわけですが、しかしその財源をどこに求めるのか、行政の安定的な運営、地方でも国政でも同じであろうと思えます。安定的な運営を行っていくためには、財源をどこで確保していくのか、これは大変難しい問題でございます。そういった責任を勘案すればですね、その財源のしっかりとした確保の道筋を考えるとなく、減額をするなという主張をそのまま認めるわけにはならないというふうに判断をいたします。

よって、本陳情案件については不採択が相当だと考えます。

○議長（荒松廣志君） 次に反対討論を許します。

〔 「進行」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第17号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は、不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（荒松廣志君） 起立少数です。したがって、陳情第17号は、委員長の報告のとおり不採択することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を1時とします。

午前11時56分 休憩

午後1時 再開

日程第18 陳情第9号～日程第20 陳情第18号

○議長（荒松廣志君） 再開いたします。日程第18、陳情第9号 脳卒中対策基本法の早期制定についての陳情から、日程第20、陳情第18号 「現行保育制度に基づく認可保育所の増設、保育・学童保育条件の改善、子育て支援施策の拡充と保育関係予算の大幅増額を求める意見書」提出を求める陳情についてまで、計3件を一括議題といたします。審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長、諸遊壊司君。

○教育民生常任委員長（諸遊壊司君） 議長。ただいま議題となりました陳情第9号から陳情第15号、陳情第18号までの計3件について、教育民生常任委員会の審査結果の報告をいたします。審査年月日は、平成21年12月11日、審査人数は全員の6名でございます。

まず、陳情第9号は脳卒中対策基本法の早期制定についての陳情であります。脳卒中は、大山町の死亡原因の第3位に入る病気であります。その予防は大きな行政課題であります。効果的な治療薬も開発されており、啓発活動の必要性や救急搬送体制の整備が求められているところであります。採決の結果、全会一致で採択と決しました。

次に、陳情第15号は、後期高齢者医療制度の即時廃止に関する陳情であります。この制度は、国民健康保険制度財政が逼迫してきたことを踏まえ、国民皆保険制度の安定維持をめざして構築されたものであります。国としても現行制度の問題点を是正してきており、すべての高齢者の保険料が上がってきているわけではございません。この制度の即時廃止は、現場の混乱を招き、また財政面についても、大いに不安を生じさせます。採決の結果、全会一致で不採択と決しました。

次に、陳情第18号は、「現行保育制度に基づく認可保育所の増設、保育・学童保育条件の改善、子育て支援施策の拡充と保育関係予算の大幅増額を求める意見書」提出を求める陳情であります。急激な少子高齢化の進行のもと、すべての子

どもたちの健やかな育ちを保障するためにも、次世代育成支援は、国と地方自治体にとって大きな責務であり、採決の結果、採択3人、趣旨採択1人、不採択1人で採択と決しました。以上で、教育民生常任委員会の陳情審査結果の報告を終わります。

○議長（荒松廣志君） これから、陳情第9号 脳卒中対策基本法の早期制定についての陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第9号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、陳情第9号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（荒松廣志君） 次に、陳情第15号 後期高齢者医療制度の即時廃止に関する陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（3番 大森正治君） 議長、3番、反対討論。

○議長（荒松廣志君） 反対討論を許します。3番、大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） 後期高齢者医療制度の即時廃止に関する陳情に賛成の立場で討論します。この後期高齢者医療制度は国会に提案されたときから問題のある制度であったがために、高齢者を中心に国民の反対が強かった制度であります。その問題点とは、陳情の主旨にあるとおりですが、もう一度主な問題点を整理してみたいと思います。

まずその第1点目としまして、75歳以上の高齢者を年齢だけで差別し、別立ての医療制度として囲い込む、世界でも類例のない制度であるということです。

二つ目には、従前の老人保健制度の時にはなかったものとして、医療制限を加えたり滞納者には、短期保険証を発行したりするということでもあります。

三つ目には、保険料は2年ごとに見直すことになっており、高齢者が増えれば増えるほど、保険料が際限なく上がる仕組みになっているということです。

来年度はその見直しの年になっておりますけれど、厚労省の試算では全国平均で10月下旬には10.4%とありましたが、その後見直しで11月には13.8%、上がると。これは額に直しますと、まあ全国平均です。これは、約8,500円アップすると言われております。

団塊の世代が、わたしもそうなんですけども、この中にもたくさんいらっしゃいますが、そのわたしたちこの団塊の世代が後期高齢者になる約15年後ですね、2025年には保険料が現在の2倍ぐらいになると、厚労省も試算されています。本当にそれは恐ろしい気がします。

四つ目の問題点としまして、保険料引き上げによって、特に低年金生活者には負担が重くなり、医療の自己規制につながる危険性がたぶんにあるということです。それは負担が重い高齢者には、早く死んでください、と宣告しているようなものではないでしょうか。正に、高齢者としての人間としての尊厳を傷つけるこれこそ人権侵害というものではないでしょうか。高齢者の方々に悲しい思いをさせるような制度やら政治であっては絶対にいけないと思います。だからわたしは、このような欠陥制度は直ちに廃止すべきだと考えます。

政権与党である民主党はこの制度を廃止すると言っております。と、言いながら混乱が起きるから新しい制度を作るまでは、このまま存続すると言っています。いったいこの混乱とは、行政上の処理のことでしょうか。確かに元の老人保健制度に戻すといっても容易ではないと思います。だから混乱は避けられないでしょう。

しかしです。行政上の処理の問題点と、高齢者の人権の問題とどちらが大切なんでしょうか。わたしは当然、高齢者の人権、人間的尊厳だと思います。この制度が続けば続くほど辛い思いをする高齢者が増えていきます。ここは一旦、欠陥医療制度は廃止し、元の老人保健制度に戻しておいて、じっくりと医療制度の改革について模索し、論議し、検討すべきだと考えるものです。よって、本陳情は、採択すべきと私は考えます。

○議長（荒松廣志君） 次に賛成討論を許します。

○議員（9番 吉原美智恵君） 議長、9番。

○議長（荒松廣志君） 9番 吉原美智恵君。

○議員（9番 吉原美智恵君） 賛成の立場で意見を申し述べます。この制度は委員会の意見にもありましたように、国民健康保険制度財政がひっ迫してきたことを踏まえて、国民健康皆保険制度の安定維持をめざして構築されたものであります。制度施行当初は、制度周知の不足から名称や保険料、年金天引き等による批判が集中し、被保険者をはじめ、多くの国民に不安と混乱を生じたものの保険料の軽減対策や納付方法の選択性など、きめ細やかな対応や、制度改善により今日では制度の定着化安定的な運営が成されているところです。

しかしながら、民主党を中心とした新政権が発足して後期高齢者医療制度廃止が掲げられておりますが、大森議員の言われるように性急に本制度を廃止することはこれまでの制度構築に要した多額の経費と各広域連合及び各市町村の努力を無にするだけではなく、被保険者はもちろんのこと、医療現場にも再び多大な混乱を招きかねず、安心して安定した医療の提供が困難になることが懸念されております。国の責任においてまず制度説明が徹底されることが第一ではないかと考えますので、この陳情に対しては賛成の意見といたします。あ、陳情に対して、委員長の報告に対して賛成といたします。

○議長（荒松廣志君） 次に反対討論を許します。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第15号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は、不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（荒松廣志君） 起立少数です。したがって、陳情第15号は、委員長の報告のとおり不採択することに決定しました。

○議長（荒松廣志君） 次に、陳情第18号 「現行保育制度に基づく認可保育所の増設、保育・学童保育条件の改善、子育て支援施策の拡充と保育関係予算の大幅増額を求める意見書」提出を求める陳情について質疑を行います。質疑はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第18号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、陳情第18号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第21 陳情第11号

○議長（荒松廣志君） 日程第21、陳情第11号 EPA・FTA推進路線の見直しを求め、日米FTAの推進に反対する陳情を議題とします。審査結果の報告を求めます。経済建設常任委員長 西尾寿博君。

○**経済建設常任委員長（西尾寿博君）** はい、議長。ただいま議題となりました陳情第11号について経済建設常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成21年12月17日、審査人数は全員の6名です。

陳情第11号 EPA・FTA推進路線の見直しを求め、日米FTAの推進に反対する陳情であります。EPA・FTA交渉による相手国のねらいは農産物の関税を撤廃することが目的であり、日本農業に壊滅的な打撃をもたらすことが懸念されます。審査の結果、全会一致で採択と決しました。以上で、経済建設常任委員会の陳情審査結果の報告を終わります。

○**議長（荒松廣志君）** これから陳情第11号 EPA・FTA推進路線の見直しを求め、日米FTAの推進に反対する陳情について質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（荒松廣志君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（荒松廣志君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第11号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○**議長（荒松廣志君）** 起立多数です。したがって、陳情第11号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第22 発議案第10号

○**議長（荒松廣志君）** 日程第22、発議案第10号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者 総務常任委員長 小原力三君。

○**総務常任委員長（小原力三君）** それでは、発議案第10号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出について提案理由のご説明を申し上げます。

発議案第10号は、総務常任委員会で陳情第10号を審査した結果、採択すべきものと決しましたので、意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書、経済・生活苦での自殺者が年間7,000人に達し、自己破産者も18万人を超え、多重債務者が200万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁

止、総量規制などがございます。などを含む同法が完全施行される予定である。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を下回るなど、着実にその成果を上げつつある。

他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている。特に、昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、貸金調達が制限された中小企業者の倒産が増加しているなどを殊更に強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調がある。

しかしながら、1990年代における山一証券、北海道拓殖銀行の破綻などに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制の下に商工ローンや消費者金融が大幅に貸付を伸ばし、その結果、1998年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど多重債務問題が深刻化した。

改正貸付金業法の完全施行の先延ばし、金利規制などの貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず許されるべきではない。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などである。

そこで、今般設置される消費者庁の所管ないし共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、国に対し、以下の施策を求める。

1. 改正貸金業法を早期(遅くとも本年12月まで)に完全施行すること。
2. 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。
3. 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
4. ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、提出します。2009年12月22日鳥取県大山町議会、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、多重債務者対策本部長、金融担当大臣、消費者政策担当大臣、厚生労働大臣、総務大臣、国家公安委員会委員長、以上で、発議案第10号の提案理由の説明を終わります。

○議長（荒松廣志君） これから、発議案第10号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論

を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、発議案第10号は、原案のとおり可決されました。

日程第23 発議案第11号～日程第24 発議案第12号

○議長（荒松廣志君） 日程第23、発議案第11号 脳卒中対策基本法の早期制定を求める意見書の提出についてから、日程第24、発議案第12号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算等の大幅増額を求める意見書の提出についてまで、計2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提出者 教育民生常任委員長 諸遊壤司君。

○教育民生常任委員長（諸遊壤司君） 発議案第11号 脳卒中対策基本法の早期制定を求める意見書の提出について提案理由のご説明をいたします。

発議案第11号は、教育民生常任委員会で陳情第9号を審査した結果、採択すべきものと決しましたので、意見書の提出を発議するものでございます。それでは、意見書を朗読いたします。

脳卒中対策基本法の早期制定を求める意見書、高齢化社会を迎え、脳卒中は大きな社会的課題となってきた。

脳卒中を予防し、また後遺症を減らすためには、一人ひとりが正しい知識を持ち、有効な治療を迅速に受けることが必要である。

脳卒中の中でも、これまで根本的な治療がないとされてきた脳梗塞の発症が最も多く、高齢化や生活習慣病の欧米化に伴って増え続けている。

こうした中、脳梗塞に対する効果的な治療薬である血栓溶解薬（t-PA；日本では平成17年10月から医療保険適用）が開発された。しかし、我が国では脳梗塞患者のわずか2%しかこの有効な新しい治療を受けていないのが実情である。その理由は、この治療は発症3時間以内に開始しなければならないが、現在救急搬送体制がこの治療に適した体制になっていないことや、啓発活動が不十分なために住民に知識が普及していないからである。

これらの課題を解決するためには、救急搬送体制と医療体制の整備・連携、そして、教育の場等を活用した啓発が必要となってくる。加えて、予防のための活動やリハビリ、患者と家族の生活の質の向上と社会参加の支援についての施策を実施し、救急搬送体制や医療・社会福祉資源などの整備を地域の実情に合わせて行うことが

必要である。そのためには、一貫した理念と方針の下で、国を挙げて各種対策に取り組むことが不可欠であると言える。

こうしたことから、本町議会は、脳卒中対策を推進するための制度として、以下のとおり脳卒中対策基本法を早期に制定されるよう、強く要望する。

記、1. 社団法人日本脳卒中協会が策定されている“脳卒中対策基本法要綱（案）”の趣旨に沿った、脳卒中対策基本法を早期に制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成21年12月22日、鳥取県大山町議会、あて先は裏にありますけども、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、財務大臣、官房長官、衆議院議長、参議院議長でございます。

続いて、発議案第12号は、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算等の大幅増額を求める意見書の提出について提案理由のご説明をいたします。発議案第12号は、教育民生常任委員会で、陳情第18号を審査した結果、採択すべきものと決しましたので、意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算等の大幅増額を求める意見書、急激な少子化が進む中、次世代育成支援に対する国と自治体の責任は、以前にも増して大きくなっている。

とりわけ、保育・子育て支援施策の拡充に対する期待は高まっており、「保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額を求める請願書」が国会で採択されていることは、こうした国民の声の反映にほかならない。

しかしこの間、関係機関では、直接契約・直接補助方式の導入や最低基準の廃止・引き下げ等の議論がなされている。

このような改革により、過度の競争が高まれば、子どもの福祉よりも経済効率が優先され、保育の地域格差や家庭の経済状況による格差を生じることが懸念される。

よって、国におかれては、次の事項を実施されるよう強く要望する。

1. 児童福祉法24条に基づく現行保育制度を堅持・拡充すること。
2. 児童福祉施設最低基準を改善すること。
3. 保育所・幼稚園・学童保育・子育て支援施策関連予算を大幅に増額すること。
4. 子育てに関わる保護者負担を軽減し、雇用の安定や労働時間の短縮等、仕事と子育ての両立のための環境整備をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成21年12月22日、鳥取県大山町議会、あて先は内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長。以上でございます。

○議長（荒松廣志君） これから、発議案第11号 脳卒中対策基本法の早期制定を求める意見書の提出について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、発議案第11号は、原案のとおり可決されました。

○議長（荒松廣志君） 次に、発議案第12号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算等の大幅増額を求める意見書の提出について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、発議案第12号は、原案のとおり可決されました。

日程第25 発議案第13号～日程第26 発議案第14号

○議長（荒松廣志君） 日程第25、発議案第13号 E P A・F T A推進路線の見直しを求め、日米F T Aの推進に反対する意見書の提出についてから、日程第26、発議案第14号 高規格幹線道路（山陰道）の早期完成を求める意見書の提出についてまで、計2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者 経済建設常任委員長 西尾寿博君。

○経済建設常任委員長（西尾寿博君） ただいま議題となりました発議案第13号 E P A・F T A推進路線の見直しを求め、日米F T Aの推進に反対する意見書の提出についてから、発議案第14号 高規格幹線道路（山陰道）の早期完成を求める意見書の提出についてまで、計2件について、提案理由のご説明をいたします。

発議案第13号は、経済建設常任委員会で陳情第11号を審査した結果、採択す

べきものと決しましたので、意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。E P A・F T A推進路線の見直しを求め、日米F T Aの推進に反対する意見書、F A O（国連食糧農業機構）は先般、飢餓人口が10億人を突破したことを公表し、「金融危機が途上国を含む多くの国の農業に悪影響を及ぼし、食糧危機は、今後ますます深まる恐れがある」とする警告しています。農水省も、「世界の食糧は、穀物等の在庫水準が低く需要がひっ迫した状態が継続する。食料価格は2006年以前に比べて高い水準で、かつ、上昇傾向で推移する」と分析しています。（「2018年における食糧需給見通し」09.1.16）

現に、昨年の大暴騰以降、一時、下降傾向にあった穀物の国際相場が再高騰の流れにあり、世界の食糧需給は依然としてひっ迫した状況にあります。

こうしたなかで明らかなのは、これまでの輸入自由化万能論の立場では、深刻な世界の食糧問題は解決できず、それぞれの国が主要食糧の増産をはかり、食料自給率を向上させる以外に打開できないということです。

W T O路線を前提にした2国間・地域間の協定であるE P A・F T A路線は見直さなければなりません。

日豪、日米のE P A・F T Aは、日本農業に壊滅的打撃をもたらすことは明らかであり、到底、容認できません。相手国のねらいは農産物の関税を撤廃することであり、一旦、交渉が始まったら取り返しのつかない事態を招くことが懸念されます。

今、求められることは、食糧をさらに外国に依存する政策と決別し、世界の深刻な食糧需給に正面から向き合い、40%程度に過ぎない食料自給率を、向上させる方向に大きく踏み出すことと考えます。

よって本議会は、政府に対し、下記の事項を実現するよう強く求めるものです。

1. これまでのE P A・F T A推進路線を見直すとともに、アメリカとのF T A交渉は行わないこと。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。平成21年12月22日、鳥取県大山町議会、あて先、内閣総理大臣、農林水産大臣様。

〔 「議長、休憩」「賛成」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 暫時休憩いたします。

午後1時40分 休憩

午後2時22分 再開

○議長（荒松廣志君） それでは再開いたします。

あの、テレビをご覧の方にお断りをしたいと思いますけども、非常に休憩がたびたびありますけれども、実はただいま発議案に対する字句の訂正なり、文章の訂正あるいはあて先等の確認作業をしておりましたので、申し訳ありませんでした。

それでは再開いたします。提案理由の説明を求めます。8番 西尾寿博君。

○経済建設常任委員長（西尾寿博君） 13号に続きまして発議案第14号の説明をいたします。

発議案第14号は、地域間格差の是正、地方の安全・安心で活力に満ちた地域社会の実現を目指すためには、高速道路ネットワークの整備は必要不可欠です。政権交代により、国家予算の編成も先行き不透明な中、山陰道の早期完成を要望するため、経済建設常任委員会で国に対し、高規格幹線道路（山陰道）の「名和・淀江道路」の未供用区間及び「中山・名和道路」の一層の整備を促進し、早期の全線開通を求めることについて全会一致となったので、意見書の提出を発議するものがあります。

それでは、意見書を朗読いたします。

高規格幹線道路（山陰道）の早期完成を求める意見書、道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会資本です。現在、高齢化・少子化が進展している中、地域間格差を是正し、地方の自主・自立を高め、安全・安心で活力に満ちた地域社会の実現を目指すためには、高規格幹線道路や地域高規格道路を含む高速道路ネットワークの早期整備は必要不可欠です。

中でも、高規格幹線道路（山陰道）のうち、鳥取・米子間は県土を東西に貫く道路にもかかわらず途切れ途切れで、この地域の高速道路ネットワークの整備が足踏みをしている間にも地域間格差は広がる一方です。本年度にはD B Sクルーズ（鳥取県境港市・韓国・ロシアを結ぶ国際定期貨客船）の運航、米子空港の滑走路延長など、この中海エリアの発展に必要な条件が整いつつあります。もっとエリアを広げて考えれば中国、韓国、ロシアを結ぶ環日本海エリアが日本にとって最も発展可能な場所と考えられます。そういった好条件を活かすためにも、境港市を結ぶ山陰の東西高速道路ネットワークの整備が必要不可欠であり、最優先事案として取り上げなければならないと考えます。また、途切れ途切れの区間では、交通量の増大が渋滞を引き起こし、交通麻痺が予想され、災害時・緊急時の人・物等、各種の輸送における迅速な対応ができないことが懸念されます。

生活道路を含め、地域間格差の是正、また、これらの道路整備に対する地域住民のニーズに応えるために上記の理由から、山陰道の早期、全線開通が求められます。

よって、国におかれては、このような地域の実情を深く認識され、次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 1 「名和・淀江道路」の未供用区間及び「中山・名和道路」の一層の整備促進。
- 2 新直轄方式導入などあらゆる方法で当初の計画どおり7年以内に供用開始。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成21年12月22日、鳥取県大山町議会、あて先内閣総理大臣、国土交通大臣、財務大臣であります。以上です。

○議長（荒松廣志君） これから発議案第13号 EPA・FTA推進路線の見直しを求め、日米FTAの推進に反対する意見書の提出について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、発議案第13号は、原案のとおり可決されました。

○議長（荒松廣志君） 次に、発議案第14号 高規格幹線道路（山陰道）の早期完成を求める意見書の提出について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって、発議案第14号は、原案のとおり可決されました。

日程第27 決議案第1号

○議長（荒松廣志君） 日程第27、決議案第1号 「平和教育の推進を求める決議」についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。提出者 総務常任委員長 小原力三君。

○総務常任委員長（小原力三君） 決議案第1号 「平和教育の推進を求める決議」について、提案理由のご説明をいたします。

決議案第1号は、総務常任委員会で陳情12号で審査した結果、採択すべきものと決したので、決議するものであります。

それでは決議文を朗読いたします。

平和教育の推進を求める決議、第二次世界大戦後の日本は、国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄し、また核兵器の唯一の被爆国として核兵器廃絶の取り組みを進めてきました。

大山町においても、これまで、大山口駅の空襲体験を語り継ぐなど、平和教育を推進し、また、平成17年12月に、「核兵器廃絶・平和の町」の宣言を行うなど、自由で平和な社会と世界の恒久平和の実現を目指す取り組みを行ってきました。

しかし、先の大戦から六十四年が経過し、悲惨な戦争を体験された方の多くが亡くなられていく中で、戦争体験の風化が危惧されています。

世界では地域間の紛争が絶えない中、「核兵器廃絶・平和の町」の理念を実現していくためには、最大の人権侵害である戦争の記憶をしっかりと留めておかなければなりません。

よって、大山町は、戦争体験の風化を防ぎ、平和教育の推進に不断の努力を行っていくことを決議する。

平成21年12月22日、鳥取県大山町議会、以上でございます。

○議長（荒松廣志君） ただいま決議案第1号の提案説明が終わりました。これから本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから決議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。したがって決議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第28 議員派遣について

○議長（荒松廣志君） 日程第28、議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第119条の規定により、お手元に配布のとおり、広報の編集技術習得のため、2月25日、26日の2日間、東京で開催される全国町村議会広報研修会に議会広報調査特別委員会委員3人を派遣したいと思います。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣することに決

定しました。

日程第 29 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（荒松廣志君） 日程第 29、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第 75 条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 30 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（荒松廣志君） 日程第 30、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

教育民生常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第 75 条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 31 経済建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（荒松廣志君） 日程第 31、経済建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

経済建設常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第 75 条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第32 議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長（荒松廣志君） 日程第32、議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会改革調査特別委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第33 地域自治組織調査特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長（荒松廣志君） 日程第33、地域自治組織調査特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

地域自治組織調査特別委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

○議長（荒松廣志君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第34 地域産業活性化調査特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長（荒松廣志君） 日程第34、地域産業活性化調査特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

地域産業活性化調査特別委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第35 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（荒松廣志君） 日程第35、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、臨時会を含む

次の議会の運営を、円滑かつ効率的に行なうために、閉会中において議会運営に関する事項を継続調査したい旨の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（荒松廣志君） これで本定例会の会議に付された事件は全部終了いたしました。会議を閉じます。平成21年第12回大山町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さんでございました。

○局長（諸遊雅照君） 互礼を行います。一同起立、礼。

午後2時38分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 野口 俊明

署名議員 西山 富三郎

署名議員 鹿島 功

